

---

# 共済金請求のご案内

(建物更生共済・火災共済・賠償責任共済)

---



# はじめに

この度の事故・災害等につきまして、心よりお見舞い申し上げます。

このご案内は、JAの建物更生共済、火災共済および賠償責任共済の保障内容や共済金のご請求手続きなどの概要について共済種類別・事故別にまとめたものです。

ご一読のうえ、1日も早い復興にお役立ていただければ幸いです。

ご契約の共済種類、ご契約の時期やご契約に付加されている特約によりお支払いできる内容が異なりますので、「ご契約のしおり・約款」「共済証書」「共済契約継続証」等とあわせてご覧ください。

本冊子の内容について、ご不明な点がございましたら、ご加入先のJAまでお問い合わせください。

## 主な共済用語のご説明（建物更生共済・火災共済）

<b>共済の対象（目的）</b>	ご契約の対象となる建物、特定建築物（建物更生共済に限ります。以下同様です。）または動産をいいます。
<b>共 済 価 額</b>	共済の対象（目的）である建物、特定建築物または動産を金銭に評価した額をいいます。
<b>火 災 共 済 金 額 （建物更生共済）</b>	共済契約の締結時に共済契約者様とJAが約定したお支払いすべき共済金の額の最高限度であり、これに基づき共済金を算出します。 ※ 火災共済においては、「共済金額」となります。
<b>再 取 得 価 額</b>	共済の対象（目的）である建物、特定建築物または動産と同一の構造、質、用途、規模、型および能力の建物、特定建築物または動産を再築または再取得するために要する額をいいます。
<b>時 価 額</b>	再取得価額から経過年数に応じた減価額を控除した額です。
<b>損 害 割 合</b>	損害の額の共済価額に対する割合をいいます。
<b>主 契 約</b>	共済契約のもっとも基本となる契約部分で、特約を付加する対象となっている主たる部分のことです。
<b>特 約</b>	主契約とは別の共済金のお支払いを行うなどのために、主契約に付加することができるものです。
<b>共 済 約 款</b>	「ご契約から共済金等のお支払い・消滅までのとりきめなど」を記載したものです。（本冊子では「約款」と表記しています。）
<b>共 済 証 書</b>	ご加入いただいた共済金額（火災共済金額および満期共済金額をいいます。）、共済期間、付加された特約などのご契約内容を具体的に記載したものです。

# 目 次

## 建物更生共済・火災共済

ご請求手続きの流れ	1
ご請求に必要な書類	2
事故種類別 請求書類一覧表	3
必要書類の記入例	4
お支払いする共済金	8
【落雷】	10
【盗難】	14
【火災等（落雷・盗難除く）、水道管凍結】	18
【自然災害】	22

## 賠償責任共済

ご請求手続きの流れ	28
ご請求に必要な書類	29
必要書類の記入例	30
賠償責任共済の保障内容	35

## その他のお知らせ

お支払い時期について（建物更生共済・火災共済・賠償責任共済）	42
遅延利息について	43
お支払い方法について	43
同一の共済の対象（目的）に複数の共済・保険契約をご加入されているお客様へ	44
代理人による請求について	47
罹災時の公的支援について	47
災害にともなう税金Q&Aについて	48
個人情報の取扱いについて	49
J A共済のご相談・苦情窓口のご案内	50

## J A共済の損害査定について（建物更生共済・火災共済）

1. お支払いする共済金は、ご加入いただいている「火災共済金額」、「共済の対象（目的）の価額」および「損害の額」等により約款に基づいてJ Aが算出いたします。
2. J Aが必要と認めた場合には、約款に基づく「損害の額」を決定する際の参考とするために、修理業者よりご取得いただいた修理見積書<sup>※</sup>をご提出いただく場合があります。
3. 自然災害にかかるご請求において、J Aが実施した事故調査の結果、「損害の額」または「損害割合」が約款に基づくお支払い要件を満たさず共済金のお支払いの対象とならないと判断された場合であっても、修理業者よりご取得いただいた修理見積書<sup>※</sup>をご提出いただいた場合で、J Aが必要と認めたときは、再度、事故調査を実施します。

※ 修理見積書をご提出いただいた場合でも、修理の内容によっては見積り金額の全額を「損害の額」として認定できない場合があります。また、修理見積書をご提出いただいた場合であっても、共済金をお支払いできない場合があります。

詳細につきましては約款をご覧ください。



## ご請求手続きの流れ

1

### 事故発生のご通知

被共済者様等が、共済の対象（目的）について損害が発生したことを知った時点で、現場を保存し、約款・共済証書をご用意のうえ、ただちにご加入先のJAにご連絡ください。その際、以下の項目について確認をさせていただきます。

- ご加入の共済契約情報（契約番号など）
- 罹災原因
- 罹災日時
- 損害の状況
- けが人の有無
- 同一の共済の対象（目的）に対して他の共済・保険契約を締結されている場合はその内容
- 加害者の有無（火災等（落雷を除く）にあわれた場合）

2

### 事故調査

担当者が現場に出向き、被害物、被害箇所等を事故調査いたします。（調査時に、立会いをお願いいたします。）

### 共済金等の説明

担当者が本冊子等により、共済金、費用共済金およびご請求に必要な所定の書類について、ご説明します。

3

### 共済金のご請求

所定の書類に必要な事項をご記入のうえ、JAまでご提出ください。

※ 共済金を請求できるのは、原則として、被共済者様のみとなります。

また、同一の共済の対象（目的）に対して他の共済・保険契約を締結されている場合は、その契約内容、その契約からの支払の有無および支払内容をご連絡ください。

4

### 損害査定

事故調査に基づき、共済価額・損害の額の認定、共済金の支払い可否等の損害査定を実施します。

5

### 共済金のお支払い

ご契約の約款の内容にしたがい、共済金をお支払いします。

※ 約款上、共済金をお支払いできない場合があります。

## ご請求に必要な書類

書類名	ご説明
建物共済金等支払請求書	所定の様式をお渡します。後掲の「記入例1」をご参照のうえ、正確にご記入ください。被害状況等によっては、複数枚必要となる場合があります。
共済証書 (共済契約継続証が交付されている場合は、共済証書および共済契約継続証)	J Aが共済契約者様にお渡ししています。 紛失されている場合は、J Aにお申し出ください。
質権設定契約にかかる共済金直接支払指図書	共済契約に質権が設定されている場合に、被共済者様に直接共済金をお支払いするために必要となります。 質権者から同意(署名・押印)を取得します。
平面図	「建築確認申請図面」の写し等をご用意ください。
印鑑登録証明書	印鑑登録をされている市町村役場等に発行をご依頼ください。
所有権を確認する書類	「登記事項証明書」等をご用意ください。 「登記事項証明書」は法務局等で取得できます。
保険証券(写)等	共済の対象(目的)について共済金または保険金を支払うべき他の共済・保険契約を締結している場合に、共済証書または保険証券等にてご契約内容を確認させていただく場合がありますので、写しをご用意ください。
修理見積書	損害の額および損害の範囲を確認するために参考とさせていただく書類です。
建物共済動産損害申告書 または 建物更生共済・火災共済家財損害調査書(申告書) または 営業用什器備品損害調査書(申告書)等	動産の被害を申告するためのものです。 所定の様式をお渡します。ご記入ください。 建物共済動産損害申告書をお渡した場合は、後掲の「記入例2」をご参照のうえ、正確にご記入ください。
承諾書	共済金のご請求にあたり、J A共済がお客様の個人情報に関係官署や医療機関等から取得する場合がありますので、その承諾をいただくものです。
承諾書兼盗難事故状況報告書	所定の様式をお渡します。後掲の「記入例3」をご参照のうえ、正確にご記入ください。
関係官署の罹災証明書	罹災があったことを証明するためのものです。 消防署等に発行をご依頼ください。
損害証明書(落雷用)	テレビ等の電化製品やアンテナ等の建物の設備に損害が生じた場合に、落雷による損害であったことを確認するために必要となります。 J A所定の様式をお渡します。修理業者等に作成をご依頼ください。(修理業者等に作成を断られた場合、J Aにお申し出ください。) ※ 記入もれがないようご注意ください。書類に不備があった場合、再度ご提出を求められることがあります。
盗難届出証明書等	盗難の届出があったことを証明するためのものです。 警察署等に発行をご依頼ください。

※1 その他に必要な書類がある場合には、J Aよりご案内いたします。

※2 ご請求の際に提出していただいた書類、J Aで共済事故について確認および調査をさせていただいた内容については、ご返却・公開いたしません。

また、ご契約が消滅した場合で共済金のお支払いを完了したときは、ご提出いただいた共済証書などの請求書類はJ Aが一定期間保管した後、破棄いたします。

事故種類別 請求書類一覧表

書類名	事故種類別 請求書類一覧表			
	落雷	盗難	火災等 (落雷 盗難除く)、 水道管凍結	自然災害
建物共済金等支払請求書	○	○	○	○
共済証書 (共済契約継続証が交付されている場合は、共済証書および共済契約継続証)	△	△	△	△
質権設定契約にかかる共済金 直接支払指図書	△	△	△	△
平面図	△	△	△	△
印鑑登録証明書	△	△	△	△
所有権を確認する書類	△	△	△	△
保険証券 (写) 等	△	△	△	△
修理見積書	△	△	△	△
建物共済動産損害申告書 または 建物更生共済・火災共済家財損害調査書 (申告書) または 営業用什器備品損害調査書 (申告書) 等	△	△	△	△
承諾書	△	△	△	△
承諾書兼盗難事故状況報告書		○		
関係官署の罹災証明書	△		△	△
損害証明書 (落雷用)	△			
盗難届出証明書等		△		
その他特に必要な書類	△	△	△	△

※ 1 ○印の書類は請求の際に必ず必要なものです。

△印の書類は提出が不要な場合や他の書類で代替可能な場合がありますので、詳しくはJAにお問い合わせください。

※ 2 被共済者様にご提出いただく書類について、記入もれのないようお願いいたします。書類に不備があった場合、再度ご提出を求められることがあります。

※ 3 共済の対象 (目的) 等の用途、構造および延面積等に変更が生じた場合は、共済金のご請求に必要な書類とは別に、共済契約内容の変更手続きに必要な書類のご提出を求められることがあります。



## 記入例 1 建物共済金等支払請求書（裏面）

事故により共済契約が消滅する場合、共済証書・権利証（紛失等の場合は紛失等届出書）をご提出のうえ、提出書類および提出日をご記入ください。

**7 契約消滅時の証書等提出確認**

右記の○で囲んだ書類を組合に提出しました。  共済証書・権利証  共済証書紛失等届出書

提出日 令和 年 月 日

---

火災等 (建築・火災)  持ち出し家財 (建築)  盗貨盗竊 (建築)  預貯金・証券盗竊 (建築)  自然災害 (建築)  傷害、死亡・後遺障害 (建築・火災)  地震火災 (火災)

住所コード 番地・方書

振込先金融機関店舗コード  行金種目コード

※「」共済金を振込「」種が「2」種の「」を指定している場合のみ「振込先金融機関店舗コード」「行金種目コード」を記入する。

**組合記入欄**

組合会費振込不可理由に該当する場合は、数字を記入してください。  
 1. 電算上の取消・再入力処理事実等であり伝票による相殺処理が必要となるため  
 2. 貸権設定・差押え等の組合会費振込不可条件に該当するため  
 3. 受取人が口座を所持していない等により振込以外での受取りを希望しているため  
 4. 通差分割協議等により受取人に分割して支払う必要があるため

通差不可理由に該当する場合は、数字を記入してください。  
 1. 電算上の取消・再入力処理事実等であり変更が必要となるため  
 2. 貸権設定・差押え等により債権者等の共済契約者（受取人）以外に交付する必要があるため  
 3. 共済契約を専任している等により共済契約者（受取人）住所とは異なる宛先に送付するため  
 4. 通差分割協議等により債権者に交付する必要があるため  
 5. 既に要内容が「1.」で設定されており再送の再受取りが不可であるため

書類完了日	校番	訂正後	訂正日	校番	訂正後	訂正日
令和 年 月 日						
	令和 年 月 日					
	令和 年 月 日					
	令和 年 月 日					

<書類完了日の訂正にかかる内容>  
 【請求書への説明方法】  
 書面  電話  その他 ( )  
 【訂正理由】  
 請求関係書類の記載漏れ、誤記入等の訂正  
 不定額振の提出  
 その他 ( )

【不備、不足があった書類名】 備考

組合  
受付印

**7 契約消滅時の証書等提出確認**  
 事故により共済契約が消滅する場合は、ご記入ください。

**組合記入欄**  
 ご記入は不要です。



記入例3 承諾書兼盗難事故状況報告書

承諾書兼盗難事故状況報告書（建物共済用）

XX年4月24日

△△ 警察署 御中  
平河町 農業協同組合 御中

承諾者  
住所：東京都千代田区平河町2-7-9  
氏名： 共済 太郎

私（承諾者）は、下記のとおり盗難事故状況等について報告するとともに、下の個人情報の取扱いについて承諾いたします。  
平河町 農業協同組合または全国共済農業協同組合連合会、もしくはそのいずれかから委任を受けた者が、今回の盗難に関して照会を行なった場合には、回答していただきますようお願いいたします。

＜盗難事故状況等＞

事故発生日時 XX年4月17日15時00分頃よりXX年4月17日18時30分頃までの間  
事故発生場所 東京都千代田区平河町2-7-9

被害品の届出 XX年4月17日 △△ 警察署 XX 駐在所 共済 花子  
警察署受理番号 第 9876 号 届出人名

事故発見日時	XX年4月17日18時40分頃	見取図	延面積	115.50 m <sup>2</sup>
被害状況	買い物から帰宅するに居間の窓ガラスが割られており、寝室から現金、通帳と指輪が、子ども部屋からパソコンと税関計が盗まれた。 いこ	見取図 DK 4.5帖 押入 居間 8帖 6帖 1階 寝室 2帖 押入 子ども部屋 6帖 押入 2階 ※盗難のあった場所に×印をつけて下さい。		

＜個人情報の取扱い＞  
共済契約に関する個人情報は次のとおりお取扱いいたします。  
○契約内容、申込書記載事項その他の知り得た個人情報については、組合（JA）および全国共済農業協同組合連合会が、共済契約のお引受けの判断、共済金等のお支払い、共済契約のご継続・維持管理、各種サービスのご提供・充実を行うために利用します。また、本契約に関する個人情報は、組合（JA）および全国共済農業協同組合連合会の他の商品・サービスのご案内・ご提供・開発・研究を行うために業務に必要な範囲で利用することがあります。  
○保健医療等の情報（要配慮個人情報、機微（センシティブ）情報）については、共済事業の適切な業務運営の確保に必要な範囲でお取扱いいたします。  
○個人番号を含む個人情報（特定個人情報）は、法令により認められる範囲を超えた利用は行いません。  
○適正かつ迅速な共済契約のお引受け・共済金のお支払いを行うために必要な範囲内の情報を、医療機関、修理業者、共済契約のお引受け・共済金のご請求・お支払いに関する関係先等に提供し、またはこれらの者から提供を受けることがあります。  
○法令により必要と判断される場合、契約者・被共済者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、再保険取引のために必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者（注）に提供することがあります。  
（注）共済金支払査定に用いる診断書の電子化業務を委託する場合等における外国にある第三者を含みます。  
○全国共済農業協同組合連合会、共済契約の適正なお引受けおよび共済金の適正なお支払いの実施ならびに不適切な共済金の請求等の防止により、共済制度の健全な運営をはかるため、本契約に関する個人情報を一般社団法人 日本損害保険協会、共済団体および損害保険会社等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。  
上記以外の組合（JA）のその他の個人情報のお取扱いについては、組合（JA）の個人情報保護方針・個人情報保護法に基づく公表事項等をおわせてご覧ください。また、全国共済農業協同組合連合会の個人情報のお取扱い等の詳細は、JA共済のホームページ（https://www.ja-kyosai.or.jp）をご覧ください。

040401

**被害品の届出**  
盗難被害にあわれた場合はただちに警察署へ被害届をご提出のうえ、「被害品の届出」欄に届出日、警察署名、受理番号および届出人名をご記入ください。

**延面積**  
延面積が共済証書に印書されている面積と異なる場合は、JAにお申し出ください。

**見取図**  
平面図、盗難のあった場所\*および侵入経路等をご記入ください。

「見取図」欄に書ききれないときは、別紙をご用意のうえご記入ください。  
なお、建築確認申請図面等の平面図の写しに、盗難のあった場所\*および侵入経路等を記入し、それを添付することで、「見取図」欄の記入を省略することができます。

※ 盗難のあった場所には×印をつけ、横に「記入例2」の「建物共済 動産損害申告書」に記入する被害品目の番号をご記入ください。

**被害状況**  
侵入された場所と、どこから何を盗まれたのか等を具体的にご記入ください。

## お支払いする共済金

事故種類別のお支払いする共済金は右図のとおりです。

ご契約内容や事故状況によってはお支払いの対象とならない場合がありますので、詳細につきましては約款をご確認ください。

また、次の共済金については、ご契約日や罹災日に応じてお支払いの対象となりますので、ご注意ください。

共済金の名称	お支払いの対象となる場合
盗難再発防止費用共済金	契約日が平成16年4月1日以後の建物更生共済で、かつ罹災日が平成23年4月1日以後の場合
ドアロック交換費用共済金	契約日が平成29年4月1日以後の建物更生共済で、かつ罹災日が平成31年4月1日以後の場合
水道管凍結修理費用共済金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約日が平成29年4月1日以後の建物更生共済で、かつ罹災日が平成31年4月1日以後の場合</li> <li>・始期日または継続日が令和2年4月1日以後の火災共済で、かつ罹災日が令和2年4月1日以後の場合</li> </ul>

なお、このページ以降の「自然災害共済金等」とは、契約日が平成29年3月31日以前の建物更生共済における「自然災害共済金」および契約日が平成29年4月1日以後の建物更生共済における「風水災等共済金・地震共済金」を指し、「火災共済金」とは、契約日が平成12年3月31日以前の北海道版建物更生共済の場合は「災害共済金」と読み替えます。

事故種類	落雷		盗難		火災等（落雷・盗難除く）	
	建物更生共済	火災共済	建物更生共済	火災共済	建物更生共済	火災共済
ご契約の共済	火災共済金をお支払いする場合		火災共済金をお支払いする場合		火災共済金をお支払いする場合	
	火災共済金	火災共済金	火災共済金	火災共済金	火災共済金	火災共済金
お支払いする共済金	損害防止費用共済金	損害防止費用共済金	残存物とりかたづけ費用共済金	残存物とりかたづけ費用共済金	損害防止費用共済金	損害防止費用共済金
	残存物とりかたづけ費用共済金	残存物とりかたづけ費用共済金	ドアロック交換費用共済金	残存物とりかたづけ費用共済金	残存物とりかたづけ費用共済金	残存物とりかたづけ費用共済金
	臨時費用共済金	臨時費用共済金	ドアロック交換費用共済金	臨時費用共済金	臨時費用共済金	臨時費用共済金
	特別費用共済金	特別費用共済金	盗難再発防止費用共済金	盗難再発防止費用共済金	失火見舞費用共済金	失火見舞費用共済金
	動産損害担保特約による共済金	臨時費用共済金	特別費用共済金	特別費用共済金	特別費用共済金	特別費用共済金
	持ち出し家財共済金をお支払いする場合		動産損害担保特約による共済金	臨時費用共済金	動産損害担保特約による共済金	臨時費用共済金
	持ち出し家財共済金		持ち出し家財共済金をお支払いする場合		持ち出し家財共済金をお支払いする場合	地震火災費用共済金をお支払いする場合
			持ち出し家財共済金		持ち出し家財共済金	地震火災費用共済金
			ドアロック交換費用共済金			
			通貨等盗難共済金をお支払いする場合			
		通貨等盗難共済金				
		盗難再発防止費用共済金				
				<b>水道管凍結</b>		
				水道管凍結修理費用共済金をお支払いする場合		
				水道管凍結修理費用共済金		

事故種類	自然災害		
	北海道版 建物更生共済	全国版 建物更生共済	全国版 建物更生共済
ご契約の共済	契約日が平成12年3月31日以前の場合	契約日が平成12年4月1日以後の場合	契約日が平成16年4月1日以後の場合
	災害共済金をお支払いする場合	自然災害共済金をお支払いする場合	自然災害共済金等をお支払いする場合
お支払いする共済金	災害共済金	自然災害共済金	自然災害共済金等
	残存物とりかたづけ費用共済金	残存物とりかたづけ費用共済金	残存物とりかたづけ費用共済金
	臨時費用共済金	臨時費用共済金	臨時費用共済金
	特別費用共済金	特別費用共済金	特別費用共済金
	動産損害担保特約による共済金	動産損害担保特約による共済金	動産損害担保特約による共済金

○ = 主な共済金  
 □ = 費用共済金  
 □ (点線) = 費用共済金  
ドアロック交換費用共済金は契約日が平成28年4月1日以後の建物更生共済  
 水道管凍結修理費用共済金は契約日が平成29年4月1日以後の建物更生共済、地震日または罹災日が令和2年4月1日以後の火災共済  
 ○ (点線) = 特約による共済金

地震等の場合は、お支払いの対象となりません。  
 また、水災の場合は、契約年月日や罹災日によってお支払いできない場合があります。

※1 共済の対象（目的）について発生した火災等または自然災害（建物更生共済に限る）により被共済者様やその親族・使用人、居住者の方等がお怪我をされたり、亡くなられたときは、JAにお申し出ください。所定の傷害・死亡により、傷害共済金（建物更生共済に限る）または死亡・後遺障害費用共済金（臨時費用担保特約を付加した火災共済に限る）をお支払いします。

※2 家財を共済の対象（目的）とする建物更生共済において、家財費用共済金等担保特約が付加されている場合は、損害防止費用共済金、残存物とりかたづけ費用共済金、ドアロック交換費用共済金、臨時費用共済金、失火見舞費用共済金、盗難再発防止費用共済金、特別費用共済金および傷害共済金はお支払いの対象となりません。

ご契約内容や事故状況によってはお支払いの対象とならない場合がありますので、詳細につきましては約款をご覧ください。

お支払いする各共済金の概要

火災共済金

(建物更生共済・火災共済)

落雷によって共済の対象(目的)について生じた損害に対してお支払いします。

持ち出し家財共済金

(建物更生共済)

家財を一括して共済の対象(目的)とした場合であって、共済の対象(目的)である家財のうち、被共済者様または被共済者様と生計を一にする同居の親族の方によって共済証書記載の建物から一時的に持ち出された家財が、日本国内の他の建築物内において、落雷によって損害が生じた場合に、その損害に対してお支払いします。

損害防止費用共済金

(建物更生共済・火災共済)

共済の対象(目的)について火災等または火災等の原因が発生した場合において、共済契約者様または被共済者様が損害の発生または拡大の防止に努めたときは、次の費用のうち必要であった費用に対してお支払いします。  
 ア. 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用  
 イ. 消火活動に使用したことにより損傷した物の再取得費用  
 ウ. 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用

残存物とりかたづけ費用共済金

(建物更生共済・火災共済)

共済の対象(目的)について落雷によって損害が生じたことにより、火災共済金の支払事由に該当した場合に、残存物とりかたづけ費用\*に対してお支払いします。  
 ※ 損害を受けた共済の対象(目的)の残存物のとりかたづけに必要な費用で、とりこわし費用、とりかたづけ清掃費用および搬出費用をいいます。

臨時費用共済金

(建物更生共済・火災共済\*)

※ 火災共済の場合は、臨時費用担保特約を付加している場合のみ

共済の対象(目的)について落雷によって損害が生じたことにより、火災共済金の支払事由に該当した場合に、それによって生じる臨時の費用に対してお支払いします。

特別費用共済金

(建物更生共済・火災共済)

共済の対象(目的)について落雷によって、損害割合が80%以上となる損害が生じた場合に、それによって生じる特別な費用に対してお支払いします。

動産損害担保特約による共済金

(建物更生共済)

落雷によって共済の対象(目的)について生じた損害に対してお支払いします。



=主な共済金



=費用共済金



=特約による共済金

お支払いする各共済金の額

火災共済金

(建物更生共済・火災共済)

保障方式が「比例てん補方式」※1の場合

区 分	火災共済金の額
火災共済金額が共済価額の80%以上である場合	損害の額 (火災共済金額を限度とします。)
火災共済金額が共済価額の80%未満である場合	損害の額 × $\frac{\text{火災共済金額}}{\text{共済価額} \times 80\%}$ (火災共済金額を限度とします。)

※1 下記※2以外の建物更生共済および火災共済。

※2 契約日が平成29年4月1日以後の建物更生共済。なお、共済の対象(目的)が建物および特定建築物の場合は「実損てん補特約」が付加された契約に限ります。

保障方式が「実損てん補方式」※2の場合

損害の額  
(火災共済金額を限度とします。)

持ち出し家財共済金

(建物更生共済)

損害の額  
(1回の事故について100万円または火災共済金額の20%のうちいずれか低い額を限度とします。)

損害防止費用共済金

(建物更生共済・火災共済)

契約日が平成29年3月31日以前の建物更生共済の場合・火災共済の場合

損害防止費用の額 ×  $\frac{\text{火災共済金額}}{\text{共済価額} \times 80\%}$   
(損害防止費用の額を限度とします。)

契約日が平成29年4月1日以後の建物更生共済の場合

損害防止費用の額

残存物とりかたづけ費用共済金

(建物更生共済・火災共済)

残存物とりかたづけ費用の額  
(火災共済金の額の10%を限度とします。)

臨時費用共済金

(建物更生共済)

契約日が平成29年3月31日以前の場合

火災共済金の額 × 30%  
(1回の事故について250万円を限度とします。)

契約日が平成29年4月1日以後の場合

火災共済金の額 × 10%または30%\*  
(1回の事故について250万円を限度とします。)

\* 共済証書記載の臨時費用共済金の支払割合。

特別費用共済金

(建物更生共済・火災共済)

火災共済金額 × 10%  
(1回の事故について200万円を限度とします。)

動産損害担保特約による共済金

(動産損害担保特約を付加した建物更生共済)

区 分	動産損害担保特約の共済金の額
動産損害担保特約の共済金額が共済価額の80%以上である場合	損害の額 (動産損害担保特約の共済金額を限度とします。)
動産損害担保特約の共済金額が共済価額の80%未満である場合	損害の額 × $\frac{\text{動産損害担保特約の共済金額}}{\text{共済価額} \times 80\%}$ (動産損害担保特約の共済金額を限度とします。)

臨時費用共済金

(臨時費用担保特約を付加した火災共済)

始期日または継続日が平成29年3月31日以前の場合

火災共済金の額 × 20%  
(1回の事故について250万円を限度とします。)

始期日または継続日が平成29年4月1日以後の場合\*

火災共済金の額 × 30%  
(1回の事故について250万円を限度とします。)

\* 罹災日が平成29年4月1日以後の場合に限ります。

共済金の支払事例

- ※1 特に記載のない場合は、建物更生共済・火災共済共通の内容です。
- ※2 ご契約内容や事故状況によってお支払い内容が異なりますので、詳細につきましては約款をご覧ください。

事例 火災共済金のお支払い（落雷の支払事由）

共済の対象（目的）：家財

お支払い  
できる場合

落雷によって生じた過電流によりパソコンが故障したケース

火災等に該当するため、火災共済金をお支払いします。

お支払い  
できない場合

ネズミが配線をかじりテレビに損害が生じたケース

火災等に該当しないため、火災共済金をお支払いできません。

解説

火災等とは次の事故をいいます。

①火災、②落雷、③破裂または爆発、④建物または特定建築物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊\*、⑤給排水設備に生じた事故または被共済者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水ぬれ、⑥盗難（火災共済の場合、盗取除く）、⑦騒じょうその他これに類似する集団行動に伴う暴力行為または破壊行為

※ 契約日が平成29年4月1日以後の建物更生共済、始期日または継続日が平成29年4月1日以後の火災共済においては、④建物または特定建築物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部もしくは特定建築物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触と読み替えます。

事例 火災共済金のお支払い（損害の額の認定）

共済の対象（目的）：家財

お支払い  
できる場合

落雷によって生じた過電流により故障したパソコンの基盤交換費用が発生したケース

損害の額に含まれるため、約款に定める支払額に基づき、火災共済金をお支払いします。

お支払い  
できない場合

落雷で故障したパソコンの修理に併せて、新しくプリンターを購入したケース

プリンターの購入費用は損害の額に含まれないため、約款に定める支払額からは除かれます。

解説

損害の額は、約款で次の①～③の額としています。事例のケースでは、損害物はパソコンのため、パソコンの修理以外の目的で発生した費用については損害の額に含まれません。

① 建物・特定建築物

損害の額は、共済の対象（目的）である建物または特定建築物を損害発生前におけるその建物または特定建築物と同一の構造、質、用途、規模、型および能力の建物または特定建築物に復旧するために要する額（その額が再取得価額を超える場合は、その再取得価額）をいいます。

② 家財・営業用什器備品

損害の額は、損害をうけた物の修繕費の額（その物が滅失した場合またはその物の修繕費の額がその物の再取得価額を超える場合は、その再取得価額）の合計額をいいます。（新価共済契約の場合）

③ 償却固定資産

損害の額は、修繕費の額（共済の対象（目的）が滅失した場合または修繕費の額が共済価額を超える場合は、共済価額）をいいます。（新価共済契約の場合）

**事例** 残存物とりかたづけ費用共済金のお支払い

共済の対象（目的）：建物

お支払い  
できる場合

落雷で故障したエアコンの処分にリサイクル費用が発生したケース

残存物とりかたづけ費用共済金の支払事由に該当するため、残存物とりかたづけ費用共済金をお支払いします。

お支払い  
できない場合

老朽化で故障したエアコンの処分にリサイクル費用が発生したケース

残存物とりかたづけ費用共済金の支払事由に該当しないため、残存物とりかたづけ費用共済金をお支払いできません。

解説

残存物とりかたづけ費用共済金の支払事由は次のとおりです。  
共済の対象（目的）について火災等によって損害が生じたことにより、火災共済金の支払事由に該当した場合。  
なお、残存物とりかたづけ費用とは、損害を受けた共済の対象（目的）の残存物のとりかたづけに必要な費用で、とりこわし費用、とりかたづけ清掃費用および搬出費用をいいます。

**事例** 傷害共済金のお支払い【建物更生共済のみ】

共済の対象（目的）：建物

お支払い  
できる場合

落雷により共済の対象（目的）に火災が発生し、その火災により火傷を負い、治療のため火災発生の翌日から15日間入院したケース

傷害共済金の支払事由に該当するため、傷害共済金をお支払いします。

お支払い  
できない場合

落雷により共済の対象（目的）に火災が発生し、その火災により火傷を負い、治療のため火災発生の翌日から5日間入院し、完治したケース

傷害共済金の支払事由に該当しないため、傷害共済金をお支払いできません。

解説

傷害共済金の支払事由は次のとおりです。  
火災等によって損害が生じた場合において、その火災等を原因として傷害共済金の対象者が受けた傷害により、次の支払事由に該当した場合

- ① 死亡：傷害を受けた日以後200日以内に死亡したこと
- ② 後遺障害：傷害を受けた日以後200日以内に約款に定める後遺障害の状態になったこと
- ③ 治療または施術：傷害を受けた日以後200日以内にその傷害のために次のいずれかに該当したこと
  - (1) 10日以上入院して治療または施術を受けたこと
  - (2) 30日以上入院または通院して治療または施術を受けたこと

※ 火災共済については、臨時費用担保特約を付加した契約において、約款に定める死亡・後遺障害の支払事由に該当した場合に死亡・後遺障害費用共済金をお支払いします。

ご契約内容や事故状況によってはお支払いの対象とならない場合がありますので、詳細につきましては約款をご覧ください。

お支払いする各共済金の概要

落雷

盗難

水災等（落雷・盗難除く）、水道管凍結

自然災害

**火災共済金**  
(建物更生共済・火災共済)

盗難による盗取<sup>\*</sup>、損傷または汚損によって共済の対象（目的）について生じた損害に対してお支払いします。  
<sup>\*</sup> 盗取は、建物更生共済のみ保障対象とし、火災共済においては保障対象外です。

**持ち出し家財共済金**  
(建物更生共済)

家財を一括して共済の対象（目的）とした場合であって、共済の対象（目的）である家財のうち、被共済者様または被共済者様と生計を一にする同居の親族の方によって共済証書記載の建物から一時的に持ち出された家財について、日本国内の他の建築物内において、盗難による盗取、損傷または汚損によって損害が生じた場合に、その損害に対してお支払いします。

**通貨等盗難共済金**  
(建物更生共済)

家財を一括して共済の対象（目的）とした場合であって、共済証書記載の建物内における生活用の通貨もしくは預貯金証書に盗難によって損害が生じたとき、または営業用什器備品を一括して共済の対象（目的）とした場合であって共済証書記載の建物内における営業用の通貨もしくは預貯金証書に盗難によって損害が生じたときは、その損害に対してお支払いします。

**残存物とりかたづけ費用共済金**  
(建物更生共済・火災共済)

共済の対象（目的）について盗難による盗取<sup>\*1</sup>、損傷または汚損によって損害が生じたことにより、火災共済金の支払事由に該当した場合に、残存物とりかたづけ費用<sup>\*2</sup>に対してお支払いします。  
<sup>\*</sup>1 盗取は、建物更生共済のみ保障対象とし、火災共済においては保障対象外です。  
<sup>\*</sup>2 損害を受けた共済の対象（目的）の残存物のとりかたづけに必要な費用で、とりこわし費用、とりかたづけ清掃費用および搬出費用をいいます。

**ドアロック交換費用共済金**  
(建物更生共済)

家財・営業用什器備品を一括して共済の対象とした場合であって、盗難によって共済の対象である鍵<sup>\*1</sup>または、持ち出し家財である鍵<sup>\*1</sup>に損害が生じ、ドアロック<sup>\*2</sup>を交換したときに、ドアロック交換費用に対してお支払いします。  
<sup>\*</sup>1 共済証書記載の建物の出入りに通常使用するドアの鍵をいいます。  
<sup>\*</sup>2 盗難によって損害を受けた鍵により開けることのできる共済証書記載の建物のドアの錠をいいます。  
<sup>\*</sup>3 契約日が平成29年4月1日以後の建物更生共済で、かつ平成31年4月1日以後に発生した盗難に対してお支払いします。

**臨時費用共済金**  
(建物更生共済・火災共済<sup>\*</sup>)  
<sup>\*</sup> 火災共済の場合は、臨時費用担保特約を付加している場合のみ

共済の対象（目的）について盗難による盗取<sup>\*</sup>、損傷または汚損によって損害が生じたことにより、火災共済金の支払事由に該当した場合に、それによって生じる臨時の費用に対してお支払いします。  
<sup>\*</sup> 盗取は、建物更生共済のみ保障対象とし、火災共済においては保障対象外です。

**盗難再発防止費用共済金**  
(建物更生共済)

火災共済金または通貨等盗難共済金の支払事由に該当する場合に、盗難の損害によって生じる再発防止の費用等に対してお支払いします。  
<sup>\*</sup>1 契約日が平成16年4月1日以後の建物更生共済で、かつ平成23年4月1日以後に発生した盗難に対してお支払いします。  
<sup>\*</sup>2 共済期間中に1回が限度となります。また、継続特約を付加した建物更生共済においては、継続ごと（10年）に1回が限度となります。

**特別費用共済金**  
(建物更生共済・火災共済)

共済の対象（目的）について盗難による盗取<sup>\*</sup>、損傷または汚損によって、損害割合が80%以上となる損害が生じた場合に、それによって生じる特別な費用に対してお支払いします。  
<sup>\*</sup> 盗取は、建物更生共済のみ保障対象とし、火災共済においては保障対象外です。

**動産損害担保特約による共済金**  
(建物更生共済)

盗難による盗取、損傷または汚損によって共済の対象（目的）について生じた損害に対してお支払いします。



お支払いする各共済金の額

火災共済金

(建物更生共済・火災共済)

保障方式が「比例てん補方式」※1の場合

区 分	火災共済金の額
火災共済金額が共済価額の80%以上である場合	損害の額 (火災共済金額を限度とします。)
火災共済金額が共済価額の80%未満である場合	損害の額 × $\frac{\text{火災共済金額}}{\text{共済価額} \times 80\%}$ (火災共済金額を限度とします。)

※1 下記※2以外の建物更生共済および火災共済。  
 ※2 契約日が平成29年4月1日以後の建物更生共済。なお、共済の対象(目的)が建物および特定建築物の場合は「実損てん補特約」が付加された契約に限ります。

保障方式が「実損てん補方式」※2の場合

損害の額  
(火災共済金額を限度とします。)

持ち出し家財共済金

(建物更生共済)

損害の額

(1回の事故について100万円または火災共済金額の20%のうちいずれか低い額を限度とします。)

通貨等盗難共済金

(建物更生共済)

通貨の場合

損害の額

(1回の事故について30万円または火災共済金額のうちいずれか低い額を限度とします。)

預貯金証書の場合

損害の額

(1回の事故について300万円または火災共済金額のうちいずれか低い額を限度とします。)

残存物とりかたづけ費用共済金

(建物更生共済・火災共済)

残存物とりかたづけ費用の額

(火災共済金の額の10%を限度とします。)

ドアロック交換費用共済金

(建物更生共済)

ドアロック交換費用の額

(1回の事故について5万円を限度とします。)

臨時費用共済金

(建物更生共済)

契約日が平成29年3月31日以前の場合

火災共済金の額 × 30%

(1回の事故について250万円を限度とします。)

契約日が平成29年4月1日以後の場合

火災共済金の額 × 10%または30%\*

(1回の事故について250万円を限度とします。)

※ 共済証書記載の臨時費用共済金の支払割合。

盗難再発防止費用共済金

(建物更生共済)

5万円

(共済期間中に1回を限度とします。)

特別費用共済金

(建物更生共済・火災共済)

火災共済金額 × 10%

(1回の事故について200万円を限度とします。)

動産損害担保特約による共済金

(動産損害担保特約を付加した建物更生共済)

区 分	動産損害担保特約の共済金の額
動産損害担保特約の共済金額が共済価額の80%以上である場合	損害の額 (動産損害担保特約の共済金額を限度とします。)
動産損害担保特約の共済金額が共済価額の80%未満である場合	損害の額 × $\frac{\text{動産損害担保特約の共済金額}}{\text{共済価額} \times 80\%}$ (動産損害担保特約の共済金額を限度とします。)

臨時費用共済金

(臨時費用担保特約を付加した火災共済)

始期日または継続日が平成29年3月31日以前の場合

火災共済金の額 × 20%

(1回の事故について250万円を限度とします。)

始期日または継続日が平成29年4月1日以後の場合\*

火災共済金の額 × 30%

(1回の事故について250万円を限度とします。)

※ 罹災日が平成29年4月1日以後の場合に限ります。

落雷

盗難

水災等(落雷・盗難除く)、水道管凍結

自然災害

## 共済金の支払事例

※ ご契約内容や事故状況によってお支払い内容が異なりますので、詳細につきましては約款をご覧ください。

## 事例 火災共済金のお支払い【建物更生共済のみ】

共済の対象（目的）：家財

お支払い  
できる場合留守中に泥棒が侵入し、  
カメラを盗難されたケー  
ス火災等に該当するため、火災共済金をお支払いしま  
す。お支払い  
できない場合住宅の軒下に停めてあっ  
た自転車を盗難された  
ケース免責規定に該当するため、火災共済金をお支払いで  
きません。

解説

・火災等とは次の事故をいいます。

①火災、②落雷、③破裂または爆発、④建物または特定建築物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊\*、⑤給排水設備に生じた事故または被共済者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水ぬれ、⑥盗難（火災共済の場合、盗取除く）、⑦騒じょうその他これに類似する集団行動に伴う暴力行為または破壊行為

※ 契約日が平成29年4月1日以後の建物更生共済、始期日または継続日が平成29年4月1日以後の火災共済においては、④建物または特定建築物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部もしくは特定建築物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触と読み替えます。

・約款上の「共済金を支払わない損害または傷害」において、共済の対象（目的）が屋外にある間に盗難によって生じた損害については、共済金をお支払いできない旨が規定されています。

## 事例 火災共済金のお支払い【火災共済のみ】

共済の対象（目的）：家財

お支払い  
できる場合泥棒が侵入して金庫を破  
壊したケース火災等に該当するため、火災共済金をお支払いしま  
す。お支払い  
できない場合泥棒が侵入して金庫を持  
ち去ったケース火災等に該当しないため、火災共済金をお支払いで  
きません。

解説

火災共済については、盗難による「損傷」または「汚損」のみを損害として認めているため、「盗取」による損害は支払対象外となります。

## 事例 通貨等盗難共済金のお支払い【建物更生共済のみ】

共済の対象（目的）：家財

お支払い  
できる場合自宅の引き出しから預貯  
金証書が盗まれ、預貯金  
口座から現金が引き出さ  
れたケース通貨等盗難共済金の支払事由に該当するため、通貨  
等盗難共済金をお支払いします。お支払い  
できない場合自宅の引き出しから預貯  
金証書が盗まれたが、現  
金が引き出されることな  
く犯人が捕まったケース通貨等盗難共済金の支払事由に該当しないため、通  
貨等盗難共済金をお支払いできません。

解説

通貨等盗難共済金の支払事由は次のとおりです。

① 共済期間中の盗難によって共済証書記載の建物内における生活用の通貨または預貯金証書に生じた損害（家財主契約）

② 共済期間中の盗難によって共済証書記載の建物内における営業用の通貨または預貯金証書に生じた損害（営業用什器備品主契約）

なお、預貯金証書の盗難による損害については、次の事実があった場合に限りです。

ア. 共済契約者または被共済者が、盗難を知った後ただちに預貯金先に被害の届出をしたこと

イ. 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと

**事例** ドアロック交換費用共済金のお支払い 【契約日が平成29年4月1日以後の建物更生共済のみ】 共済の対象（目的）：家財

- お支払いできる場合** → 留守中に泥棒が侵入し、住宅の鍵が盗まれたので、住宅のドアの錠を交換したケース → **ドアロック交換費用共済金の支払事由に該当するため、ドアロック交換費用共済金をお支払いします。**
- お支払いできない場合** → 留守中に泥棒が侵入し、住宅の鍵が盗まれたが、住宅のドアの錠は交換しなかったケース → **ドアロック交換費用共済金の支払事由に該当しないため、ドアロック交換費用共済金をお支払いできません。**

**解説** ドアロック交換費用共済金の支払事由は次のとおりです。  
 共済の対象である鍵または持ち出し家財である鍵の盗難によって火災共済金または持ち出し家財共済金の支払事由に該当した場合において、その鍵により開けることができる共済証書記載の建物のドアの錠を交換したとき。  
 なお、契約日が平成29年4月1日以後の建物更生共済で、かつ平成31年4月1日以後に発生した盗難に対してお支払いします。

**事例** 盗難再発防止費用共済金のお支払い **【建物更生共済のみ】** 共済の対象（目的）：建物

- お支払いできる場合** → 盗難目的で自宅のガラスが割られたケース（共済期間を通じて1回目の盗難再発防止費用共済金のお支払い） → **盗難再発防止費用共済金の支払事由に該当するため、盗難再発防止費用共済金をお支払いします。**
- お支払いできない場合** → 盗難目的で自宅のガラスが割られたケース（共済期間を通じて2回目の盗難再発防止費用共済金のお支払い） → **盗難再発防止費用共済金の支払事由に該当しないため、盗難再発防止費用共済金をお支払いできません。**

**解説** 盗難再発防止費用共済金の支払事由は次のとおりです。  
 共済期間中に共済の対象（目的）について盗難によって損害が生じたことにより、火災共済金の支払事由に該当した場合に、それによって生じる再発防止の費用等に対して、盗難再発防止費用共済金を支払います。  
 なお、盗難再発防止費用共済金のお支払いは、共済期間中に1回を限度とします。  
 また、契約日が平成16年4月1日以後の建物更生共済で、かつ平成23年4月1日以後に発生した盗難に対してお支払いします。

ご契約内容や事故状況によってはお支払いの対象とならない場合がありますので、詳細につきましては約款をご覧ください。

お支払いする各共済金の概要

火災共済金

(建物更生共済・火災共済)

火災等(火災、破裂または爆発、建物または特定建築物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊<sup>\*</sup>、給排水設備に生じた事故または被共済者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水ぬれ、騒じょうその他これに類似する集団行動に伴う暴力行為または破壊行為などをいいます。)によって共済の対象(目的)について生じた損害に対してお支払いします。

※ 契約日が平成29年4月1日以後の建物更生共済、始期日または継続日が平成29年4月1日以後の火災共済においては、建物または特定建築物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部もしくは特定建築物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触と読み替えます。

持ち出し家財共済金

(建物更生共済)

家財を一括して共済の対象(目的)とした場合であって、共済の対象(目的)である家財のうち、被共済者様または被共済者様と生計を一にする同居の親族の方によって共済証書記載の建物から一時的に持ち出された家財について、日本国内の他の建築物内において、火災等によって損害が生じた場合に、その損害に対してお支払いします。

地震火災費用共済金

(火災共済)

共済の対象(目的)について地震火災(地震、火山の噴火もしくは爆発またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災をいいます。)により損害を受けた場合に、その損害が所定の状況に該当したときは、その地震火災によって生じる臨時の費用に対してお支払いします。

損害防止費用共済金

(建物更生共済・火災共済)

共済の対象(目的)について火災等または火災等の原因が発生した場合において、共済契約者様または被共済者様が損害の発生または拡大の防止に努めたときは、次の費用のうち必要であった費用に対してお支払いします。

- ア. 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
- イ. 消火活動に使用したことにより損傷した物の再取得費用
- ウ. 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用

残存物とりかたづけ費用共済金

(建物更生共済・火災共済)

共済の対象(目的)について火災等によって損害が生じたことにより、火災共済金の支払事由に該当した場合に、残存物とりかたづけ費用<sup>\*</sup>に対してお支払いします。

※ 損害を受けた共済の対象(目的)の残存物のとりかたづけに必要な費用で、とりこわし費用、とりかたづけ清掃費用および搬出費用をいいます。

臨時費用共済金

(建物更生共済・火災共済<sup>\*</sup>)

※ 火災共済の場合は、臨時費用担保特約を付加している場合のみ

共済の対象(目的)について火災等によって損害が生じたことにより、火災共済金の支払事由に該当した場合に、それによって生じる臨時の費用に対してお支払いします。

失火見舞費用共済金

(建物更生共済・火災共済)

共済の対象(目的)または共済の対象(目的)を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発によって他人の所有物の滅失、損傷または汚損の損害が生じた場合は、それによって生じる見舞金等の費用に対してお支払いします。

特別費用共済金

(建物更生共済・火災共済)

共済の対象(目的)について火災等によって、損害割合が80%以上となる損害が生じた場合に、それによって生じる特別な費用に対してお支払いします。

動産損害担保特約による共済金

(建物更生共済)

上記火災共済金の記載と同様です。

水道管凍結修理費用共済金

(建物更生共済・火災共済)

共済の対象である建物または特定建築物の専用水道管について凍結を原因とする破損によって損害<sup>\*1</sup>が生じた場合<sup>\*2</sup>に、水道管凍結修理費用に対してお支払いします。

- ※ 1 パッキングのみに生じた損害を除きます。
- ※ 2 凍結を原因とする破損によって火災共済金の支払事由に該当した場合を除きます。
- ※ 3 契約日が平成29年4月1日以後の建物更生共済で、かつ平成31年4月1日以後に発生した凍結損害に対してお支払いします。
- ※ 4 始期日または継続日が令和2年4月1日以後の火災共済で、かつ令和2年4月1日以後に発生した凍結損害に対してお支払いします。

=主な共済金

=費用共済金

=費用共済金

=特約による共済金

(契約日平成29年4月1日以後の建物更生共済、  
始期日または継続日平成29年4月1日以後の火災共済)

お支払いする各共済金の額

火災共済金 (建物更生共済・火災共済)

保障方式が「比例てん補方式」\*1の場合

区 分	火災共済金の額
火災共済金額が共済価額の80%以上である場合	損害の額 (火災共済金額を限度とします。)
火災共済金額が共済価額の80%未満である場合	損害の額 × $\frac{\text{火災共済金額}}{\text{共済価額} \times 80\%}$ (火災共済金額を限度とします。)

\*1 下記\*2以外の建物更生共済および火災共済。  
\*2 契約日が平成29年4月1日以後の建物更生共済。なお、共済の対象(目的)が建物および特定建築物の場合は「実損てん補特約」が付加された契約に限ります。

保障方式が「実損てん補方式」\*2の場合

損害の額  
(火災共済金額を限度とします。)

持ち出し家財共済金 (建物更生共済)

損害の額  
(1回の事故について100万円または火災共済金額の20%のうちいずれか低い額を限度とします。)

地震火災費用共済金 (火災共済)

1回の事故について共済金額×5%

損害防止費用共済金 (建物更生共済・火災共済)

契約日が平成29年3月31日以前の建物更生共済の場合・火災共済の場合

損害防止費用の額 ×  $\frac{\text{火災共済金額}}{\text{共済価額} \times 80\%}$   
(損害防止費用の額を限度とします。)

契約日が平成29年4月1日以後の建物更生共済の場合

損害防止費用の額

残存物とりかたづけ費用共済金 (建物更生共済・火災共済)

残存物とりかたづけ費用の額  
(火災共済金の額の10%を限度とします。)

臨時費用共済金 (建物更生共済)

契約日が平成29年3月31日以前の場合

火災共済金の額×30%  
(1回の事故について250万円を限度とします。)

契約日が平成29年4月1日以後の場合

火災共済金の額×10%または30%\*  
(1回の事故について250万円を限度とします。)  
\* 共済証書記載の臨時費用共済金の支払割合。

失火見舞費用共済金 (建物更生共済・火災共済)

契約日が平成29年3月31日以前の建物更生共済の場合・始期日または継続日が令和2年3月31日以前の火災共済の場合

1回の事故について20万円×被災世帯\*3の数  
(火災共済金額の20%を限度とします。)

契約日が平成29年4月1日以後の建物更生共済の場合\*1・始期日または継続日が令和2年4月1日以後の火災共済の場合\*2

1回の事故について50万円×被災世帯\*3の数  
(火災共済金額の20%を限度とします。)

\*1 罹災日が平成31年4月1日以後の場合に限ります。(それ以前の罹災の場合、20万円×被災世帯\*3の数となります。)  
\*2 罹災日が令和2年4月1日以後の場合に限ります。  
\*3 所有物を滅失、損傷または汚損された方の属する世帯または法人をいいます。

特別費用共済金 (建物更生共済・火災共済)

火災共済金額×10%  
(1回の事故について200万円を限度とします。)

動産損害担保特約による共済金 (動産損害担保特約を付加した建物更生共済)

区 分	動産損害担保特約の共済金の額
動産損害担保特約の共済金額が共済価額の80%以上である場合	損害の額 (動産損害担保特約の共済金額を限度とします。)
動産損害担保特約の共済金額が共済価額の80%未満である場合	損害の額 × $\frac{\text{動産損害担保特約の共済金額}}{\text{共済価額} \times 80\%}$ (動産損害担保特約の共済金額を限度とします。)

臨時費用共済金 (臨時費用担保特約を付加した火災共済)

始期日または継続日が平成29年3月31日以前の場合

火災共済金の額×20%  
(1回の事故について250万円を限度とします。)

始期日または継続日が平成29年4月1日以後の場合\*

火災共済金の額×30%  
(1回の事故について250万円を限度とします。)  
\* 罹災日が平成29年4月1日以後の場合に限ります。

水道管凍結修理費用共済金 (建物更生共済・火災共済)

水道管凍結修理費用の額  
(1回の事故について10万円を限度とします。)

共済金の支払事例

- ※1 特に記載のない場合は、建物更生共済・火災共済共通の内容です。
- ※2 ご契約内容や事故状況によってお支払い内容が異なりますので、詳細につきましては約款をご覧ください。

事例 火災共済金のお支払い

共済の対象 (目的) : 建物

お支払い  
できる場合

火事により自宅が損傷し、消火活動による水濡れが発生したケース

火災等に該当するため、火災共済金をお支払いします。

お支払い  
できない場合

タバコの煙により、室内の内壁のクロスが汚れたケース

火災等に該当しないため、火災共済金をお支払いできません。

解説

火災等とは次の事故をいいます。

①火災、②落雷、③破裂または爆発、④建物または特定建築物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊\*、⑤給排水設備に生じた事故または被共済者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水ぬれ、⑥盗難 (火災共済の場合、盗取除く)、⑦騒じょうその他これに類似する集団行動に伴う暴力行為または破壊行為

※ 契約日が平成29年4月1日以後の建物更生共済、始期日または継続日が平成29年4月1日以後の火災共済においては、④建物または特定建築物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部もしくは特定建築物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触と読み替えます。

事例 火災共済金のお支払い

【契約日が平成29年4月1日以後の建物更生共済、  
始期日または継続日が平成29年4月1日以後の火災共済のみ】

共済の対象 (目的) : 建物

お支払い  
できる場合

車庫から自動車を出す際に、ハンドル操作を誤って車庫の内壁に衝突したケース

車両に該当するため、火災共済金をお支払いします。

お支払い  
できない場合

ベビーカーを屋外に出そうとして、誤って内壁にぶつけてしまったケース

車両に該当しないため、火災共済金をお支払いできません。

解説

- ・車両とは、道路交通法に規定する自動車、原動機付自転車、自転車および原動機を用いる身体障害者用の車をいいます。
- ・平成29年3月31日以前のご契約の場合、「建物内部もしくは特定建築物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触」は支払事由に該当しません。

事例 持ち出し家財共済金のお支払い【建物更生共済のみ】

共済の対象 (目的) : 家財

お支払い  
できる場合

旅行先のホテルに宿泊中、火事が発生し自宅から持ち出した衣類が損傷したケース

持ち出し家財共済金の支払事由に該当するため、持ち出し家財共済金をお支払いします。

お支払い  
できない場合

旅行先で野外を移動中、自宅から持ち出したカメラが盗難されたケース

持ち出し家財共済金の支払事由に該当しないため、持ち出し家財共済金をお支払いできません。

解説

持ち出し家財共済金の支払事由は次のとおりです。

家財を一括して共済の対象 (目的) とした場合であって、日本国内の他の建築物<sup>(注1)</sup> 内において、共済期間中に持ち出し家財について火災等によって生じた損害<sup>(注2)</sup> に対して、被共済者に持ち出し家財共済金を支払います。

(注1) アーケード、地下道等専ら通路に利用されるものを除きます。

(注2) 被共済者または被共済者と生計を一にする同居の親族が持ち出し家財を直接占有している際に生じた損害に限ります。

**事例** 損害防止費用共済金のお支払い

共済の対象 (目的) : 建物

**お支払い  
できる場合**

自宅の火事を消すために、消火器を使用したケース

損害防止費用共済金の支払事由に該当するため、損害防止費用共済金をお支払いします。

**お支払い  
できない場合**

近所の家の火事を消すために、消火器を使用したケース

損害防止費用共済金の支払事由に該当しないため、損害防止費用共済金をお支払いできません。

**解説**

損害防止費用共済金の支払事由は以下のとおりです。  
共済の対象 (目的) について火災等または火災等の原因が発生した場合において、共済契約者または被共済者が損害の発生または拡大の防止に努めたときは、損害防止費用に対して、被共済者に損害防止費用共済金を支払います。  
なお、損害防止費用とは、次の費用のうち必要であった費用 (注1) をいいます。  
ア. 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用  
イ. 消火活動に使用したことにより損傷した物 (注2) の再取得費用 (注3)  
ウ. 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用 (注4)  
(注1) 必要であった費用にかかる物の損害について共済契約または保険契約により共済金または保険金が支払われる部分を除きます。  
(注2) 消火活動に従事した者の着用物を含みます。  
(注3) 消火活動に使用したことにより損傷した物が修繕することができる場合は、修繕費とします。  
(注4) 人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。

**事例** 失火見舞費用共済金のお支払い

共済の対象 (目的) : 建物

**お支払い  
できる場合**

自宅で発生した火事が隣家に延焼したケース

失火見舞費用共済金の支払事由に該当するため、失火見舞費用共済金をお支払いします。

**お支払い  
できない場合**

隣家で発生した火事で自宅が焼焼し、その火災が別の隣家に延焼したケース

失火見舞費用共済金の支払事由に該当しないため、失火見舞費用共済金をお支払いできません。

**解説**

失火見舞費用共済金の支払事由は次のとおりです。  
次の①の事故によって②の損害が生じた場合は、それによって生じる見舞金等の費用に対して、失火見舞費用共済金を支払います。  
① 共済期間中に共済の対象 (目的) から発生した火災、破裂または爆発。ただし、被共済者以外の者の占有する部分 (注1) において、被共済者および被共済者と生計を一にする同居の親族以外の者の占有する物から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。  
② 他人 (注2) の所有物 (注3) の滅失、損傷または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。  
(注1) 区分所有建物の共用部分を含みます。  
(注2) 共済契約者と被共済者が異なる共済契約の場合の共済契約者を含み、被共済者と生計を一にする同居の親族を除きます。  
(注3) 動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する敷地内 (所有物の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一人により占有されているものをいいます。) にあるものに限ります。

**事例** 水道管凍結修理費用共済金のお支払い

【契約日が平成29年4月1日以後の建物更生共済、  
始期日または継続日が令和2年4月1日以後の火災共済のみ】 共済の対象 (目的) : 建物

**お支払い  
できる場合**

住宅の専用水道管が凍結し、破損の損害が発生したケース

水道管凍結修理費用共済金の支払事由に該当するため、水道管凍結修理費用共済金をお支払いします。

**お支払い  
できない場合**

住宅の専用水道管が凍結したが、破損の損害は発生しなかったケース

水道管凍結修理費用共済金の支払事由に該当しないため、水道管凍結修理費用共済金をお支払いできません。

**解説**

水道管凍結修理費用共済金の支払事由は以下のとおりです。  
共済の対象である建物または特定建築物の専用水道管について凍結を原因とする破損によって損害 (注1) が生じた場合 (注2) に、水道管凍結修理費用に対して、水道管凍結修理費用共済金を支払います。  
(注1) パッキングのみに生じた損害を除きます。  
(注2) 凍結を原因とする破損によって火災共済金の支払事由に該当した場合を除きます。  
(注3) 契約日が平成29年4月1日以後の建物更生共済で、平成31年4月1日以後に発生した凍結損害のみお支払いの対象となります。  
(注4) 始期日または継続日が令和2年4月1日以後の火災共済で、令和2年4月1日以後に発生した凍結損害のみお支払いの対象となります。

【全国版 建物更生共済】

ご契約内容や事故状況によってはお支払いの対象とならない場合がありますので、詳細につきましては約款をご覧ください。

お支払いする各共済金の概要

自然災害共済金等

(建物更生共済)

自然災害（風災、ひょう災、雪災、水災および地震等をいいます。）によって、約款に定める支払事由に該当した場合に、共済の対象（目的）について生じた損害に対してお支払いします。

残存物とりかたづけ費用共済金

(契約日が平成16年4月1日以後の建物更生共済)

共済の対象（目的）について風災、ひょう災、雪災または水災\*<sup>1</sup>によって損害が生じたことにより、自然災害共済金等の支払事由に該当した場合に、残存物とりかたづけ費用\*<sup>2</sup>に対してお支払いします。

※1 水災によって損害が生じたことによる共済金のお支払いは、平成23年4月1日以後に生じた損害に限ります。

※2 損害を受けた共済の対象（目的）の残存物のとりかたづけに必要な費用で、とりこわし費用、とりかたづけ清掃費用および搬出費用をいいます。

臨時費用共済金

(契約日が平成16年4月1日以後の建物更生共済)

共済の対象（目的）について風災、ひょう災、雪災または水災\*によって損害が生じたことにより、自然災害共済金等の支払事由に該当した場合に、それによって生じる臨時の費用に対してお支払いします。

※ 水災によって損害が生じたことによる共済金のお支払いは、契約日が平成29年4月1日以後の建物更生共済に限ります。

特別費用共済金

(契約日が平成16年4月1日以後の建物更生共済)

共済の対象（目的）について風災、ひょう災、雪災または水災\*によって、損害割合が80%以上となる損害が生じた場合に、それによって生じる特別な費用に対してお支払いします。

※ 水災によって損害が生じたことによる共済金のお支払いは、契約日が平成29年4月1日以後の建物更生共済に限ります。

動産損害担保特約による共済金

(建物更生共済)

自然災害によって共済の対象（目的）の全部が滅失した場合に、その損害に対してお支払いします。



=主な共済金



=費用共済金



=特約による共済金

【全国版 建物更生共済】

お支払いする各共済金の額

自然災害共済金等

(建物更生共済)

契約日が平成16年3月31日以前の場合

契約日が平成16年4月1日以後の場合

区 分		自然災害共済金の額	区 分		自然災害共済金等の額
地震等	損害割合が5%以上のもの	損害の額 × $\frac{\text{火災共済金額}}{\text{共済価額}} \times 50\%$ (損害の額の50%を限度とします。)	地震等	損害割合が5%以上の場合	損害の額 × $\frac{\text{火災共済金額}}{\text{共済価額}} \times 50\%$ (損害の額の50%を限度とします。)
地震等以外	損害割合が5%以上のもの	損害の額 × $\frac{\text{火災共済金額}}{\text{共済価額}}$ (損害の額を限度とします。)	地震等以外	損害割合が5%以上の場合	<b>【契約日が平成29年3月31日以前の場合】</b> 損害の額 × $\frac{\text{火災共済金額}}{\text{共済価額}}$ (損害の額を限度とします。)
	床下浸水の損害部分を除く損害割合が3%以上5%未満のもの	損害の額 × $\frac{\text{火災共済金額}}{\text{共済価額}} \times 50\%$ (損害の額の50%を限度とします。)		床下浸水の損害部分を除く損害割合が3%以上5%未満の場合	<b>【契約日が平成29年4月1日以後の場合】</b> <保障方式が「実損てん補方式」の場合> 損害の額 (火災共済金額を限度とします。)
	床下浸水の損害部分を除く損害割合が3%未満の場合で、風害、ひょう害または雪害によって生じた損害の額が20万円以上のもの	損害の額 × $\frac{\text{火災共済金額}}{\text{共済価額}} \times 50\%$ (損害の額の50%を限度とします。)		風災、ひょう災または雪災によって生じた損害の額が5万円以上*の場合 * 平成23年3月31日以前に発生した風災、ひょう災または雪災によって生じた損害については、損害の額が20万円以上の場合に限りま。	<保障方式が「比例てん補方式」の場合> ・付保割合*が80%以上である場合 損害の額 (火災共済金額を限度とします。) ・付保割合*が80%未満である場合 損害の額 × $\frac{\text{火災共済金額}}{\text{共済価額}} \times 80\%$ (火災共済金額を限度とします。)
			* 火災共済金額 / 共済価額の割合		

残存物とりかたづけ費用共済金

(建物更生共済)

残存物とりかたづけ費用の額  
(自然災害共済金等の額の10%を限度とします。)

臨時費用共済金

(建物更生共済)

契約日が平成29年3月31日以前の場合

自然災害共済金等の額 × 30%  
(1回の事故について250万円を限度とします。)

契約日が平成29年4月1日以後の場合

自然災害共済金等の額 × 10%または30%\*  
(1回の事故について250万円を限度とします。)  
\* 共済証書記載の臨時費用共済金の支払割合。

特別費用共済金

(建物更生共済)

火災共済金額 × 10%  
(1回の事故について200万円を限度とします。)

動産損害担保特約による共済金

(建物更生共済)

動産損害担保特約の共済金額 × 30%  
(損害の額または300万円のいずれか低い額を限度とします。)

【北海道版 建物更生共済】

ご契約内容や事故状況によってはお支払いの対象とならない場合がありますので、詳細につきましては約款をご覧ください。

お支払いする各共済金の概要

災害共済金

自然災害（風災、ひょう災、雪災、水災および地震等をいいます。）によって、約款に定める支払事由に該当した場合に、共済の対象（目的）について生じた損害に対してお支払いします。

自然災害共済金

（建物更生共済）

残存物とりかたづけ費用共済金

共済の対象（目的）について自然災害により損害が生じた場合に、その共済の対象（目的）の残存物とりかたづけに必要な費用（とりこわし費用、とりかたづけ清掃費用および搬出費用をいいます。）に対してお支払いします。

（建物更生共済）

臨時費用共済金

共済の対象（目的）について自然災害により損害が生じた場合に、その自然災害の損害にともない生じた臨時の費用に対してお支払いします。

（建物更生共済）

特別費用共済金

共済の対象（目的）について自然災害により損害が生じた場合に、その自然災害の損害にともない生じた特別の費用に対してお支払いします。

（建物更生共済）

動産損害担保特約による共済金

自然災害によって共済の対象（目的）の全部が滅失した場合に、その損害に対してお支払いします。

（建物更生共済）



=主な共済金



=費用共済金



=特約による共済金

【北海道版 建物更生共済】

お支払いする各共済金の額

災害共済金		残存物とりかたづけ費用共済金		臨時費用共済金		特別費用共済金	
契約日が平成12年3月31日以前の場合							
区 分				災害共済金の額			
災害共済金	損害割合が10%以上の場合	災害共済金額が共済価額の80%以上であるとき	損害の額 (災害共済金額を限度とします。)				
		災害共済金額が共済価額の80%未満であるとき	損害の額 × $\frac{\text{災害共済金額}}{\text{共済価額} \times 80\%}$ (災害共済金額を限度とします。)				
	損害割合が10%未満の場合で、風害、ひょう害または雪害によって生じた損害の損害割合が5%以上の場合	災害共済金額 × 5% (損害の額を限度とします。)					
区 分				費用共済金の額			
臨時費用共済金	損害割合が10%以上の場合	災害共済金の額の20% (250万円を限度とします。)					
残存物とりかたづけ費用共済金		残存物とりかたづけ費用の額 (災害共済金の額の10%を限度とします。)					
特別費用共済金	損害割合が80%以上の場合	災害共済金額の10% (200万円を限度とします。)					

自然災害共済金		残存物とりかたづけ費用共済金		臨時費用共済金		特別費用共済金	
契約日が平成12年4月1日以後の場合							
区 分				自然災害共済金の額			
自然災害共済金 (地震等の場合)	損害割合が10%以上の場合	火災共済金額が共済価額の80%以上であるとき	損害の額 (火災共済金額を限度とします。)				
		火災共済金額が共済価額の80%未満であるとき	損害の額 × $\frac{\text{火災共済金額}}{\text{共済価額} \times 80\%}$ (火災共済金額を限度とします。)				
自然災害共済金 (地震等以外の場合)	損害割合が5%以上の場合	損害の額 × $\frac{\text{火災共済金額}}{\text{共済価額}}$ (損害の額を限度とします。)					
	床下浸水の損害部分を除く損害割合が3%以上5%未満の場合	損害の額 × $\frac{\text{火災共済金額}}{\text{共済価額}} \times 50\%$ (損害の額の50%を限度とします。)					
	床下浸水の損害部分を除く損害割合が3%未満の場合で、風害、ひょう害または雪害によって生じた損害の額が20万円以上の場合						
区 分				費用共済金の額			
臨時費用共済金	損害割合が5%以上の場合	地震等による損害の場合には損害割合が10%以上の場合、地震等以外の自然災害による損害割合が5%以上の場合		自然災害共済金の額の20% (250万円を限度とします。)			
残存物とりかたづけ費用共済金		火災共済金額の10% (200万円を限度とします。)					
特別費用共済金	損害割合が80%以上の場合	残存物とりかたづけ費用の額 (自然災害共済金の額の10%を限度とします。)					

動産損害担保特約による共済金

動産損害担保特約の共済金額 × 30%  
(損害の額または300万円※のいずれか低い額を限度とします。)  
※ 契約日が平成12年3月31日以前の場合、150万円と読み替えます。

落雷  
盗難  
水災等(落雷・盗難除く)、  
水道管凍結

自然災害

共済金の支払事例【全国版 建物更生共済】

- ※1 全国版 建物更生共済の支払事例です。
- ※2 ご契約内容や事故状況によってお支払い内容が異なりますので、詳細につきましては約款をご覧ください。

事例 自然災害共済金等のお支払い

共済の対象（目的）：建物

- お支払いできる場合**

台風による強風でトタン屋根がめくれて破損し、損害の額が20万円であったケース

自然災害に該当するため、自然災害共済金等をお支払いします。
- お支払いできない場合**

経年の劣化により、トタン屋根が腐食して破損し、損害の額が20万円であったケース

自然災害に該当しないため、自然災害共済金等をお支払いできません。



自然災害とは、風災、ひょう災、雪災、水災および地震等をいいます。

事例 自然災害共済金等のお支払い

共済の対象（目的）：建物

- お支払いできる場合**

床上浸水により、床板や畳等の水濡れ損害が発生し、損害割合が3%となったケース

損害割合が3%以上であるため、自然災害共済金等をお支払いします。
- お支払いできない場合**

床下浸水により、基礎や犬走りの汚損が発生し、損害割合が3%となったケース

損害割合が5%未満であるため、自然災害共済金等をお支払いできません。



床上浸水による損害の場合は、損害割合が3%以上であれば共済金をお支払いいたします。  
 床下浸水による損害の場合は、損害割合が5%以上であれば共済金をお支払いいたします。  
 なお、床下浸水とは次の浸水をいいます。  
 ア. 共済の対象が住宅用建物<sup>(注1)</sup>である場合は、畳等が敷かれた起居に必要な床<sup>(注2)</sup>を超えない浸水  
 イ. 共済の対象が住宅用建物でない場合は、地盤面より45cmを超えない浸水  
 (注1) 居住の用に供する建物をいい、業務または作業の用に供する建物を除きます。イ. において同様とします。  
 (注2) 土間およびたたきの類を除きます。

事例 自然災害共済金等のお支払い

共済の対象（目的）：建物

- お支払いできる場合**

屋根に積もった雪の重みにより、屋根瓦が落下し、損害の額が20万円であったケース

自然災害に該当するため、自然災害共済金等をお支払いします。
- お支払いできない場合**

凍害により外壁に亀裂が入り、損害の額が20万円であったケース

自然災害に該当しないため、自然災害共済金等をお支払いできません。



自然災害とは、風災、ひょう災、雪災、水災および地震等をいいます。

落雷

盗難

水災等（落雷・盗難除く）、水道管凍結

自然災害

**事例** 自然災害共済金等のお支払い

共済の対象（目的）：建物

**お支払い  
できる場合**

地震により、外壁に亀裂が発生し損害割合が5%となったケース

地震等に該当するため、自然災害共済金等をお支払いします。

**お支払い  
できない場合**

経年の劣化により、外壁表面にひび割れが発生し損害割合が5%となったケース

地震等に該当しないため、自然災害共済金等をお支払いできません。

**解説**

地震等とは、次のいずれかをいいます。

- ① 地震、火山の噴火もしくは爆発またはこれらによる津波
- ② ①によって生じた火災、破裂または爆発によるもの
- ③ ①によって生じた火災、破裂または爆発が延焼または拡大して生じたもの
- ④ 火災、破裂または爆発が①により延焼または拡大して生じたもの

**事例** 傷害共済金のお支払い

共済の対象（目的）：建物

**お支払い  
できる場合**

地震により転倒・破損した家具の下敷きとなり、足の骨折で10日間入院したケース

傷害共済金の支払事由に該当するため、傷害共済金をお支払いします。

**お支払い  
できない場合**

地震の揺れに驚いてベッドから転落し、足の骨折で10日間入院したケース（共済の対象（目的）に被害はなかった）

傷害共済金の支払事由に該当しないため、傷害共済金をお支払いできません。

**解説**

傷害共済金の支払事由は次のとおりです。

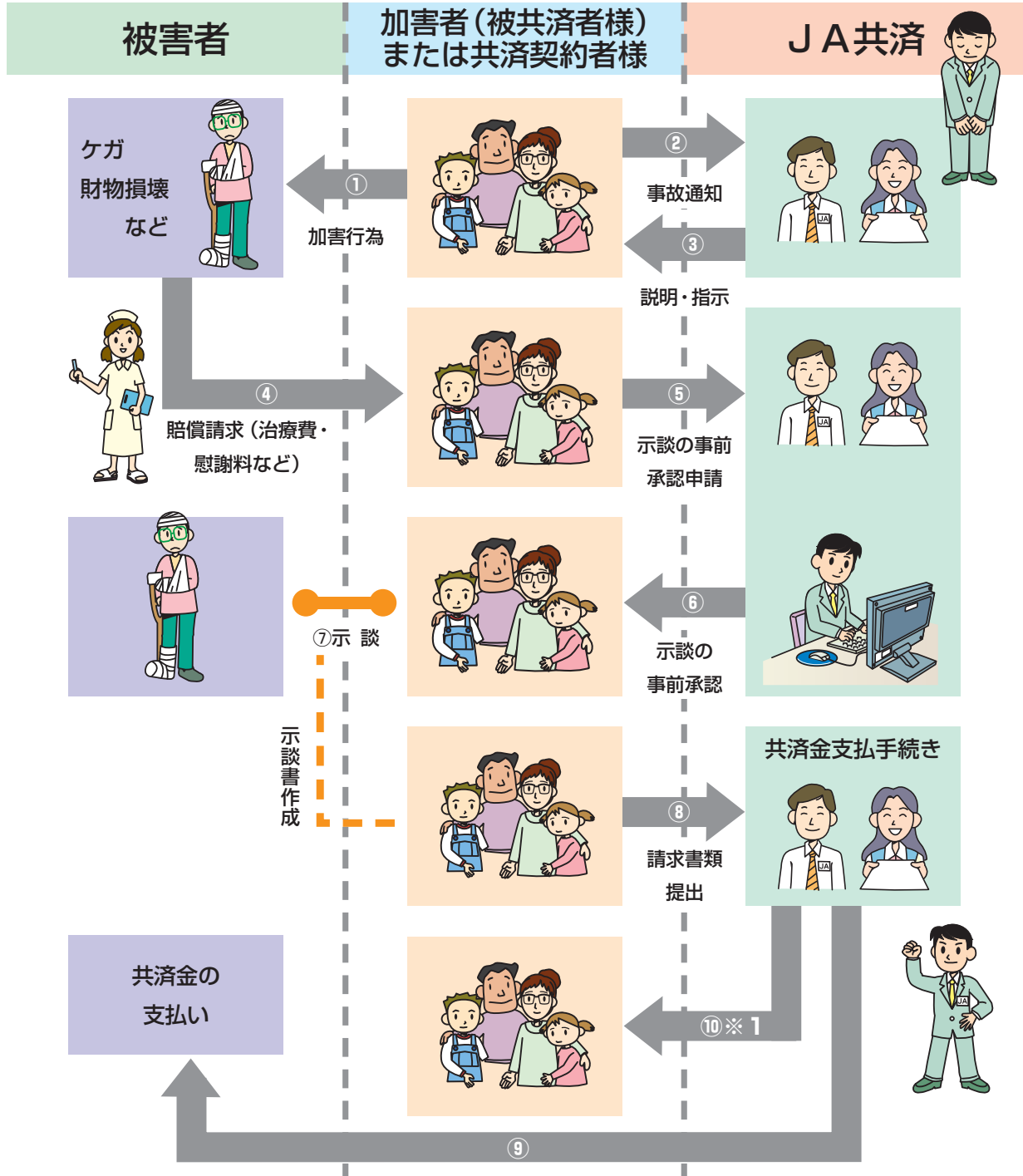
自然災害によって共済の対象（目的）に損害が生じた場合において、その自然災害を原因として傷害共済金の対象者が受けた傷害により、次の支払事由に該当した場合

- 1. 死亡：傷害を受けた日以後200日以内に死亡したこと
- 2. 後遺障害：傷害を受けた日以後200日以内に約款に定める後遺障害の状態になったこと
- 3. 治療または施術：傷害を受けた日以後200日以内にその傷害のために次のいずれかに該当したこと
  - (1) 10日以上入院して治療または施術を受けたこと
  - (2) 30日以上入院または通院して治療または施術を受けたこと

## ご請求手続きの流れ

示談は、必ずJAの事前承認を得たうえで、被共済者様と被害者の方との間で行っていただきます。JAは、示談締結が円滑に行えるようアドバイス等のご協力をいたします。原則として、下記①の加害行為の後、②～⑩の順に手続きが進みます。

※ 示談を伴わない携行品損害担保特約付賠償責任共済および農業者賠償責任共済における生産物回収等費用ならびに広告宣伝活動等費用のご請求を除きます。



- ※ 1 被共済者様が被害者の方に損害賠償金を既に支払われた場合は、支払った額を限度に被共済者様へ共済金をお支払いいたします。また、被共済者様が被害者の方に損害賠償金を支払う前に、被害者の方が被共済者様に共済金を支払うことを承諾した場合、承諾した額を限度に被共済者様へ共済金をお支払いいたします。
- ※ 2 携行品損害担保特約付賠償責任共済については、始期日（継続日）が令和2年10月以降のご契約より、新規のお引受けを中止しています。
- ※ 3 農家包括賠償責任担保特約付個人賠償責任共済および対象施設を「観光農園」とする一般賠償責任担保特約付賠償責任共済については、始期日が令和4年4月以降のご契約より、新規のお引受けを中止しています。

## ご請求に必要な書類

書類名	○印	ご説明
賠償責任共済事故発生通知・状況報告書（農業者賠償責任共済事故発生通知・状況報告書）	○	所定の様式をお渡ししますので、 <b>記入例1、3</b> をご参照のうえ、ご記入ください。
賠償責任共済共済金・損害賠償額支払請求書（農業者賠償責任共済共済金支払請求書）	○	所定の様式をお渡ししますので、 <b>記入例2、4</b> をご参照のうえ、ご記入ください。事故状況等によっては、複数枚必要となる場合があります。
共済証書 （共済契約更新（継続）証が交付されている場合は、共済証書および共済契約更新（継続）証）	○	J Aが共済契約者様にお渡ししています。 紛失されている場合は、J Aにお申し出ください。
示談書	△	加害者と被害者との間で示談を締結するために必要となります。所定の様式をお渡ししますので、 <b>記入例5</b> をご参照のうえ、ご作成ください。 ※ 示談にあたっては、あらかじめJ Aの承認が必要となります。
関係官署の事故証明書等	△	事故があったことを証明するためのものです。 関係官署に発行をご依頼ください。
診断書（入院・通院証明書） 診断書（後遺障害証明書） 死亡証明書（死体検案書） 通院日証明書 付添看護自認書 診療報酬明細書	△	事故により発生した治療費、看護料または通院日等を証明するためのものです。 所定の様式をお渡ししますので、病院等に作成をご依頼ください。
休業損害証明書	△	事故による傷害等のために発生した収入の減少等を証明するためのものです。 所定の様式をお渡ししますので、被害者の勤務先等に作成をご依頼ください。
明細書、領収書、修理費請求書、見積書または鑑定書等	△	事故により発生した各種費用等を証明するためのものです。 支払先等が作成します。
損害状況写真	△	損害の状況を確認するために必要となります。
戸籍謄本	△	本籍地のある市町村役場等に発行をご依頼ください。
住民票	△	住民登録をされている市町村役場等に発行をご依頼ください。
印鑑登録証明書	△	印鑑登録をされている市町村役場等に発行をご依頼ください。
保険証券（写）等	△	他の共済契約等を締結している場合に、共済証書または保険証券等にてご契約内容を確認することがあります。共済契約者様がお持ちですので、写しをご用意ください。
承諾書	△	共済金のご請求にあたり、J A共済がお客様の個人情報に関係官署や医療機関等から取得する場合がありますので、その承諾をいただくものです。
共済金請求に関する確認書	△	被共済者様へ直接共済金をお支払いする際に必要となります。
その他特に必要な書類	△	上記の他に必要となる書類がある場合には、J Aよりご案内いたします。

※ 1 ○印の書類は請求の際に必ず必要なものです。

△印の書類は提出が不要な場合や他の書類で代替可能な場合がありますので、詳しくはJ Aにお問い合わせください。

※ 2 被共済者様にご提出いただく書類について、記入もれのないようお願いいたします。書類に不備があった場合、再提出を求められることがあります。

## 必要書類の記入例

### (農業者賠償責任共済以外の場合)

#### 記入例 1 賠償責任共済事故発生通知・状況報告書

(様式383010-01)

**賠償責任共済事故発生通知・状況報告書**

元受 農業協同組合 御中

通知・報告者(電話番号 03-3265-XXXX)

住所 東京都千代田区千代田 2-7-9

氏名 足清 太郎 (本人)

告知日 X: X 05 07

事故発生日 X: X 05 07

事故発生場所 東京都千代田区千代田 4-1-1 先路上

事故原因 自転車のわき見運転

目撃者住所 (電話番号 03-3312-XXXX) 東京都千代田区長田町 2-35-11

氏名 田中 一郎

届出警察署 長田町 警察署

担当官 佐藤 真一郎

任意記入欄

相決 合 済

全決 共 済

111001(01.9)印刷

(請求書添付)

**事故通知日**  
JAに事故を通知した日をご記入ください。

**通知・報告者**  
事故の通知・報告を行った方が署名をしてください。

**共済契約の内容**  
共済証書等をご確認のうえご記入ください。

**加害者**  
加害者の住所、氏名、生年月日および電話番号等をご記入ください。

**状況説明**  
事故の状況をできるだけ具体的に記入してください。

**目撃者住所・届出警察署**  
目撃者がいる場合は、その住所、氏名および電話番号をご記入ください。

警察署等に届け出ている場合は、その警察署等の関係官署名および担当官名をご記入ください。

#### 事故発生状況略図

事故の状況をできるだけ具体的に図示してください。

記入例2 賠償責任共済共済金・損害賠償額支払請求書

請求者(電話番号 03-3265-XXXX) 住所 東京都千代田区平河町2-7-9  
 氏名 共済太郎  
 元受 農業協同組合 中  
 元受 農業協同組合 中  
 裏面の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容を確認し、これに同意のうえ、「共済金請求のご案内」により共済金支払内容の説明を受け、共済約款にもとづき、必要な書類を添えて下記共済契約の共済金支払を請求いたします。

請求内容 ※今回支払額(円)  
 対人賠償 0  
 対物賠償 0  
 受貴重品以外 0  
 清償 0  
 物庫 0  
 帳場保管 0  
 食品 0  
 帳場保管以外 0  
 金合計(C+D+E) 0  
 争訟費用等 0  
 臨時費用 0  
 支払合計金額(A+B+F) 0

**請求者**  
 請求者様ご本人が署名・押印をしてください。請求者様が未成年等の場合は、「法定代理人等」欄に法定代理人等が署名・押印をしてください。  
 請求者様が記名被共済者様と異なる場合は、「(記名)被共済者」欄に記名被共済者様が署名・押印をしてください。

**共済契約の内容**  
 共済証書等をご確認のうえご記入ください。

**損害賠償請求権者(被害者等)**  
 損害賠償請求権者の住所、氏名、生年月日および電話番号等をご記入ください。

**振込指定人(指図人)**  
 請求者様と共済金または損害賠償額の受取人が異なる場合は、請求者様(またはその法定代理人等)が署名・押印をしてください。

**提出日**  
 JAにご提出いただく日をご記入ください。

**受取人**  
 受取人の住所、氏名および指定口座等をご記入ください。  
 共済金または損害賠償額はご指定の金融機関の口座に振り込みますので、「指定口座」欄の記入内容に相違がないよう貯金通帳等をご確認のうえ正確にご記入ください。



記入例4 農業者賠償責任共済共済金支払請求書

様式383120-①

### 農業者賠償責任共済共済金支払請求書

提出日 **XX年 7月 20日**

元受 農業協同組合 御中  
 下記の個人情報取扱いに関するご案内の内容を確認し、これに同意の上、「共済金請求のご案内」により共済金支払内容の説明を受け、共済約款に基づき、必要な書類を添えて下記共済契約の共済金支払を請求いたします。

請求者 (電話番号 **03-5996-XXXX**)  
 住所 **東京都千代田区平河町2-7-9**  
 氏名 **共済 花子** (印) 氏名 (印)  
(請求者が未成年・成年後見制度の対象である場合には、法定代理人等が代理または同意として署名・押印してください。)  
(記名)被共済者(請求者と異なる場合は記入してください。)

事故発生年月日: 共済契約者氏名: 加害者氏名:  
 事故区分: 1 施設賠償 2 生産物賠償 3 保管物賠償 4 生産物回収費用

損害賠償請求権者 (被害者等)  
 氏名 **石元 秀明** (印) 住所 **神奈川県厚木市温水町1-3-1**  
 生年月日: 電話番号: **046-1234-XXXX**  
(本人関係の者記入してください。)  
(関係区分が複数ある場合は記入してください。)  
 関係区分: 1 死亡 2 後遺障害 3 損害 後遺障害等級: 表 級 号

請求内容	※損害額	※今回支払共済金	※推定支払共済金(注1)
対人賠償			0:0:0
対物賠償			0:0:0
生産物回収費用			0:0:0
広告宣伝活動費用			0:0:0
損害防止費用等(注2)			0:0:0
争訟費用等(注3)			0:0:0
臨時費用			0:0:0
支払金総合計			0:0:0

共済金等貯(預)金口座振込指定書  
 貴組合から支払われる共済金・損害賠償額は、下記指定の貯(預)金口座に振り込んでください。 振込指定人(指図人)  
 振込指定人(指図人) 氏名 **共済 花子** (印) 住所 **東京都千代田区平河町2-7-9**  
 支払額 **100,000** 円 ※組合支払日 年 月 日 支払額 円 ※組合支払日 年 月 日  
 指入 指入 指入 指入 指入 指入  
 指入 指入 指入 指入 指入 指入  
 指入 指入 指入 指入 指入 指入

提出日 **XX年 7月 20日**

作成(保7(保U)より)

**請求者**  
 請求者様ご本人が署名・押印をしてください。請求者様が未成年等の場合は、「法定代理人等」欄に法定代理人等が署名・押印をしてください。  
 請求者様が記名被共済者様と異なる場合は、「(記名)被共済者」欄に記名被共済者様が署名・押印をしてください。

**損害賠償請求権者(被害者等)**  
 損害賠償請求権者の住所、氏名、生年月日および電話番号等をご記入ください。

**振込指定人(指図人)**  
 請求者様と共済金の受取人が異なる場合は、請求者様(またはその法定代理人等)が署名・押印をしてください。

**提出日**  
 JAにご提出いただく日をご記入ください。

**受取人**  
 受取人の住所、氏名および指定口座等をご記入ください。  
 共済金はご指定の金融機関の口座に振り込みますので、「指定口座」欄の記入内容に相違がないよう、預金通帳等をご確認のうえ正確にご記入ください。

※ 示談にあたっては、あらかじめJAの承認が必要となります。

## 記入例5 示談書 (例)

(様式384100-①)

### 示 談 書

当事者(甲)	住 所	東京都千代田区平河町 2-7-9
	氏 名	共 済 太 郎
当事者(乙)	住 所	神奈川県厚木市温水西1-3-1
	氏 名	石 元 秀 雄
事故発生日時		XX年 5月 7日 (期 10時 00分頃)
事故発生場所		東京都千代田区麹町4-1-1先路上
事故概要	上記日時場所において、甲が自転車と運転し、麹町交差点にて新宿通りへ左折進入したところ、横断中の乙に気が付かず衝突し、乙が傷害を負った。	
示談条件	1. 甲は乙に対し、本件事故の損害賠償として、治療費90,600円、慰謝料8,400円の合計99,000円の損害賠償義務があることを認め、乙もこれに同意した。 2. 甲は前項の額99,000円を乙に支払う。 3. 乙は甲に対するその他の損害賠償請求権を放棄する。 以下余白	

上記の事故による損害に関しては双方協議の結果、上記の条件をもって示談が成立いたしました。ついては今後本件に関しては如何なる事情が起こりましても上記関係者に対し、裁判上、裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約いたします。

XX年 6月 10日

甲 (加害者) 住所 東京都千代田区平河町 2-7-9  
 氏名 共 済 太 郎 (蓋)

( ) 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ (印)

乙 (被害者) 住所 神奈川県厚木市温水西1-3-1  
 氏名 石 元 秀 雄 (蓋)

( ) 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ (印)

310401(31.3月)

事故の内容をご記入ください。

示談の内容をご記入ください。

当事者ご本人それぞれが署名・押印をしてください。

## 賠償責任共済の保障内容

■賠償責任共済の保障範囲は、ご契約の種類に応じて次のとおりです。

## 個人賠償責任共済

住宅の管理上の不備や欠陥などによって生じた事故または被共済者様が買物や旅行などの日常生活で生じた事故により、他人を死亡させたり負傷させたり、あるいは、他人の財物に損害を与えたりしたため法律上の損害賠償責任を負担するときの保障を行います。

農家包括賠償責任担保  
特約付個人賠償責任共済

農業施設の管理上の不備や欠陥などによって生じた事故または被共済者様の農作業によって生じた事故により、他人を死亡させたり負傷させたり、あるいは、他人の財物に損害を与えたりしたため法律上の損害賠償責任を負担するときの保障を行います。（※上記「個人賠償責任共済」とあわせてご契約いただきますので、「個人賠償責任共済」の保障も行います。）

一般賠償責任担保特約付  
賠償責任共済

店舗、観光農園、賃貸住宅、民宿の管理上の不備や欠陥あるいは施設で行われる業務や施設で製造・販売された物の瑕疵に起因して、他人を死亡させたり負傷させたり、あるいは、他人の財物に損害を与えたりしたため法律上の損害賠償責任を負担するときや、施設で管理中の他人の財物に損害が生じたため法律上の損害賠償責任を負担するときの保障を行います。

保障の対象となる事故の区分は、お申込みいただいた施設の種類に応じて次のとおりです。

事故の区分 施設の種類の	施設事故	生産物事故	受託物事故
店 舗	○	○または×	×
観光農園	○	×	×
賃貸住宅	○	×	×
民 宿	○	○	○

○：担保、×：不担保

イベント賠償責任担保  
特約付賠償責任共済

ご契約いただく所定のイベント開催団体の構成員が、そのイベントに起因する事故により、他人を死亡させたり負傷させたり、あるいは、他人の財物に損害を与えたりしたため法律上の損害賠償責任を負担するときの保障を行います。

借家人賠償責任担保特約  
付賠償責任共済

被共済者様の過失による火災、破裂または爆発によって借戸室が滅失、破損または汚損した場合に、その借戸室について貸主に対し法律上の損害賠償責任を負担するときの保障を行います。

携行品損害担保特約  
付賠償責任共済

被共済者様が日本国内において外出中に携行する身の回り品に生じた偶然な事故によって受けた損害を保障します。

## 農業者賠償責任共済

被共済者様が、日本国内で発生した農業に関する所定の事故により、他人を死亡させたり負傷させたり、あるいは、他人の財物に損害を与えたりしたため法律上の損害賠償責任を負担するとき等の保障を行います。

※1 携行品損害担保特約付賠償責任共済については、始期日（継続日）が令和2年10月以降のご契約より、新規のお引受けを中止しています。

※2 農家包括賠償責任担保特約付個人賠償責任共済および対象施設を「観光農園」とする一般賠償責任担保特約付賠償責任共済については、始期日が令和4年4月以降のご契約より、新規のお引受けを中止しています。

## お支払いする共済金の額

個人賠償責任共済

農家包括賠償責任担保  
特約付個人賠償責任共済

一般賠償責任担保特約付  
賠償責任共済

イベント賠償責任担保  
特約付賠償責任共済

借家人賠償責任担保特約  
付賠償責任共済

同一の原因によって生じた損害について支払われる共済金の額は、共済金額を限度に、下記の式で算出します。

$$\text{共済金の額} = \text{被共済者が損害賠償請求者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} + \text{損害防止費用、求償権保全行使費用または緊急措置費用の額} - \text{代位取得するものの価額*} - \text{共済証書記載の免責金額}$$

※ 被共済者が損害賠償請求者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合の価額をいいます。

例) 被共済者が損害賠償金を支払う代わりに被害物のスクラップを取得する場合のスクラップの価額

### 携行品損害担保特約 付賠償責任共済

1回の事故について支払われる共済金の額は、下記の式で算出します。

$$\text{共済金の額} = \text{損害の額（損害防止費用、求償権保全行使費用を含みます。）} - \text{共済証書記載の免責金額}$$

※ 1 共済金の制限

共済金は、1共済期間につき50万円を限度として支払います。

※ 2 損害の額の制限

- ① 共済の対象が乗車券、宿泊券、通貨または小切手である場合  
それぞれの損害の額を合計して5万円を限度とします。
- ② 共済の対象が上記①以外のものである場合  
修繕費の額または時価額のうち、いずれか低い額とします。  
1個、1組または1対ごとに10万円を限度とします。

### 農業者賠償責任共済

① 施設賠償・生産物賠償・保管物賠償

1回の事故について支払われる共済金の額は、共済期間中を通じた支払限度額を限度に、下記の式で算出します。

$$\text{共済金の額} = \text{被共済者が損害賠償請求者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} + \text{損害防止費用*1、求償権保全行使費用または緊急措置費用の額} - \text{代位取得*2するものの価額}$$

※ 1 生産物賠償については、損害防止費用を除きます。

※ 2 被共済者が損害賠償請求者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合の価額をいいます。

② 生産物回収等費用・広告宣伝活動等費用

1回の事故について支払われる共済金の額は、下記の式で算出します。

$$\text{共済金の額} = \text{生産物回収等費用の額および広告宣伝活動等費用の額} - \text{左の費用のうち第三者から回収した金額}$$

※ 共済金の制限

生産物回収等費用＋ 広告宣伝活動等費用	1共済期間につき300万円
広告宣伝活動等費用	1共済期間につき75万円

■ご契約の種類に応じて、次の費用等の額の共済金もお支払いします。

費用等 ご契約の種類	○個人賠償責任共済 ○農家包括賠償責任担保 特約付個人賠償責任共済 ○一般賠償責任担保特約付 賠償責任共済 ○イベント賠償責任担保特約 付賠償責任共済 ○農業者賠償責任共済	○借家人賠償責任担保 特約付賠償責任共済	○携行品損害担保特約 付賠償責任共済
折衝または示談について支出した費用 (折衝または示談について、被共済者様が組合の同意を得て支出した費用をお支払いします。)	○	○	×
争訟費用等 (被共済者様が、組合の書面による同意を得て支出した場合または支出することとなった場合の訴訟費用、弁護士報酬などをお支払いします。)	○	○	×
判決による遅延損害金 (被共済者様が、組合の書面による同意を得て訴訟を行った場合、訴訟の判決によって負担する遅延損害金をお支払いします。)	○	○	×
臨時費用※ (対人賠償損害が生じた場合で、被害者が死亡した場合または病院・診療所に20日以上入院した場合にお支払いします。)	○	×	×

○：担保、×：不担保

※ 農業者賠償責任共済については、被害者が死亡した場合に限ります。

## 共済金の支払事例

※ ご契約内容によってお支払い内容が異なりますので、詳細につきましては約款をご覧ください。

### 事例 共済金のお支払い（個人賠償責任共済）

お支払い  
できる場合

自転車通勤中に、歩行者と接触事故を起こしたケース

共済金の支払事由に該当するため、共済金をお支払いします。

お支払い  
できない場合

自転車配達業務中に、歩行者と接触事故を起こしたケース

免責規定に該当するため、共済金をお支払いできません。

解説

約款上の「共済金を支払わない場合」において、被共済者の職務遂行に直接起因する事故によって生じた損害については、共済金をお支払いできない旨が規定されています。

### 事例 共済金のお支払い（個人賠償責任共済）

お支払い  
できる場合

自宅の塀の設置に不備があり、塀が倒れて歩行人を巻き込んだケース

共済金の支払事由に該当するため、共済金をお支払いします。

お支払い  
できない場合

自宅の塀の設置に不備はなく、地震で塀が倒れて歩行人を巻き込んだケース

免責規定に該当するため、共済金をお支払いできません。

解説

約款上の「共済金を支払わない場合」において、洪水、高潮、地震、津波または噴火によって生じた損害については、共済金をお支払いできない旨が規定されています。

### 事例 共済金のお支払い（農家包括賠償責任担保特約付個人賠償責任共済）

お支払い  
できる場合

収穫した野菜の出荷中、荷下ろしを誤って他人を負傷させたケース

共済金の支払事由に該当するため、共済金をお支払いします。

お支払い  
できない場合

収穫した野菜を購入した客が、その野菜を食べて食中毒をおこしたケース

免責規定に該当するため、共済金をお支払いできません。

解説

約款上の「共済金を支払わない場合の特則」において、被共済者の製造または販売する物が他人に引き渡された後にそのものによって生じた損害については、共済金をお支払いできない旨が規定されています。

## 事例 共済金のお支払い（農家包括賠償責任担保特約付個人賠償責任共済）

お支払い  
できる場合

畜舎の屋根に不備があり、屋根材が落ちて他人を負傷させたケース

共済金の支払事由に該当するため、共済金をお支払いします。

お支払い  
できない場合

畜舎の排水が長期間漏れ出したことにより、他人の土地を汚損したケース

免責規定に該当するため、共済金をお支払いできません。

解説

約款上の「共済金を支払わない場合」において、音、振動、臭気もしくはじんあいの発生または液体、気体（注）もしくは固体の排出、流出、漏出、いつ出、廃棄等によって生じた損害は、急激かつ偶然の事故による場合を除き、共済金をお支払いできない旨が規定されています。

（注）煙、蒸気等を含みます。

## 事例 共済金のお支払い（一般賠償責任担保特約付賠償責任共済）

お支払い  
できる場合

商品の陳列作業中に、誤って従業員が来客の衣服を汚損させたケース

共済金の支払事由に該当するため、共済金をお支払いします。

お支払い  
できない場合

軽トラックで従業員が商品を配達している際、誤って配達先の事務所に衝突し、損害を与えたケース

免責規定に該当するため、共済金をお支払いできません。

解説

約款上の「共済金を支払わない場合」において、施設の内外を問わず自動車<sup>※1</sup>、航空機または銃器<sup>※2</sup>の所有、使用または管理によって生じた損害は、共済金をお支払いできない旨が規定されています。

※1 自動車損害賠償保障法に規定する自動車をいいます。

※2 空気銃を除きます。

## 事例 共済金のお支払い（一般賠償責任担保特約付賠償責任共済）

お支払い  
できる場合

農産物の陳列棚に不備があり、棚が倒れて来客を負傷させたケース

共済金の支払事由に該当するため、共済金をお支払いします。

お支払い  
できない場合

農園内で散布した農薬が飛散して、隣家に汚損を発生させたケース

免責規定に該当するため、共済金をお支払いできません。

解説

約款上の「共済金を支払わない場合」において、農薬の所有、使用または管理によって生じた損害については、共済金をお支払いできない旨が規定されています。

## 事例 共済金のお支払い（イベント賠償責任担保特約付賠償責任共済）

お支払い  
できる場合

イベントの主催者が機材を運んでいる途中、参加者に機材が接触し負傷させたケース

共済金の支払事由に該当するため、共済金をお支払いします。

お支払い  
できない場合

イベントの主催者が機材レンタル業者からイベントで使用する機材を借りており、その機材の使用時に機材に損害をあたえたケース

免責規定に該当するため、共済金をお支払いできません。

解説

約款上の「共済金を支払わない場合」において、被共済者またはその同居の親族が所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合には、それによってその財物について正当な権利を有する者に対し被共済者が被る対物賠償損害に対しては、共済金をお支払いできない旨が規定されています。

## 事例 共済金のお支払い（借家人賠償責任担保特約付賠償責任共済）

お支払い  
できる場合

タバコの火の不始末により、賃貸アパートの自室を焼損したケース

共済金の支払事由に該当するため、共済金をお支払いします。

お支払い  
できない場合

水道の蛇口の締め忘れにより、賃貸アパートの自室を水濡れさせたケース

共済金の支払事由に該当しないため、共済金をお支払いできません。

解説

借家人賠償責任担保特約付賠償責任共済の支払事由は次のとおりです。  
火災、破裂または爆発により、被共済者がその借戸室についてその貸主<sup>(注)</sup>に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害が生じた場合。  
(注) 転貸人を含みます。

## 事例 共済金のお支払い（携行品損害担保特約付賠償責任共済）

お支払い  
できる場合

外出中に他人とぶつかり、自分のカメラを落として破損したケース

共済金の支払事由に該当するため、共済金をお支払いします。

お支払い  
できない場合

外出中に自分のカメラを置き忘れて紛失したケース

免責規定に該当するため、共済金をお支払いできません。

解説

約款上の「共済金を支払わない場合」において、共済の対象の置き忘れまたは紛失については、共済金をお支払いできない旨が規定されています。

## 事例 共済金のお支払い（農業者賠償責任共済）

お支払い  
できる場合

ドローンを使って農薬を散布していたところ、農薬が飛散し、他者の農産物を枯らしてしまい、損害をあたえたケース

共済金の支払事由に該当するため、共済金をお支払いします。

お支払い  
できない場合

有人ヘリコプターを使って農薬を散布していたところ、農薬が飛散し、他者の農産物を枯らしてしまい、損害をあたえたケース

免責規定に該当するため、共済金をお支払いできません。

解説

約款上の施設賠償責任条項「共済金を支払わない場合」において、航空機<sup>(注)</sup>の所有、使用または管理によって生じた損害については、共済金をお支払いできない旨が規定されています。

(注) 航空法に規定する航空機をいい、無人航空機を除きます。ただし、無人ヘリコプター（1軸または2軸の回転翼を有する無人航空機をいいます。）を含みます。

## お支払い時期について

### (建物更生共済・火災共済・賠償責任共済)

組合は、共済金のご請求に必要な書類が組合に到着した日の翌日以後**30日以内**に、組合が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金をお支払いします。

確認が必要な場合	確認事項
① 共済金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被共済者様または被害者に該当する事実
② 共済金が支払われない事由の有無の確認が必要な場合	約款に規定する共済金が支払われない事由に該当する事実の有無
③ 共済金を算出するための事実の確認が必要な場合	損害の額、傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療または施術の経過および内容
④ 共済契約の効力の有無の確認が必要な場合	約款に規定する無効、取消しまたは解除の事由に該当する事実の有無
⑤ ①から④までのほか、組合が支払うべき共済金の額を確定させるための事実の確認が必要な場合	他の共済契約等の有無および内容、損害について被共済者様が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等

※ 上記における「共済金」は、賠償責任共済において直接請求権を行使する場合は「損害賠償額」と読み替えます。

### ■上記①～⑤の事項の確認を行うために特別な照会または調査が不可欠な場合

共済金の請求に必要な書類が組合に到着した日の翌日以後、次のいずれかの日数が経過する日までに共済金をお支払いします。

特別な照会または調査の内容	日数
災害救助法が適用された被災地域における調査（上表①～⑤）	60日
医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会（上表①～④）	90日
後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定にかかる専門機関による審査等の結果の照会（上表③） ※ 火災共済については、臨時費用担保特約を付加した契約のみ対象となります。	120日
・弁護士法その他の法令に基づく照会（上表①～⑤） ・警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会（上表①～④） ・日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査（上表①～⑤）	180日
災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における調査（上表①～⑤）（賠償責任共済を除く） ※ 建物更生共済の場合：地震等による損害または傷害が生じた場合に支払う共済金についての調査に限ります。 ※ 火災共済の場合：地震火災費用共済金についての調査に限ります。	365日

※ 1 この場合、組合は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を共済金受取人に通知します。

※ 2 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

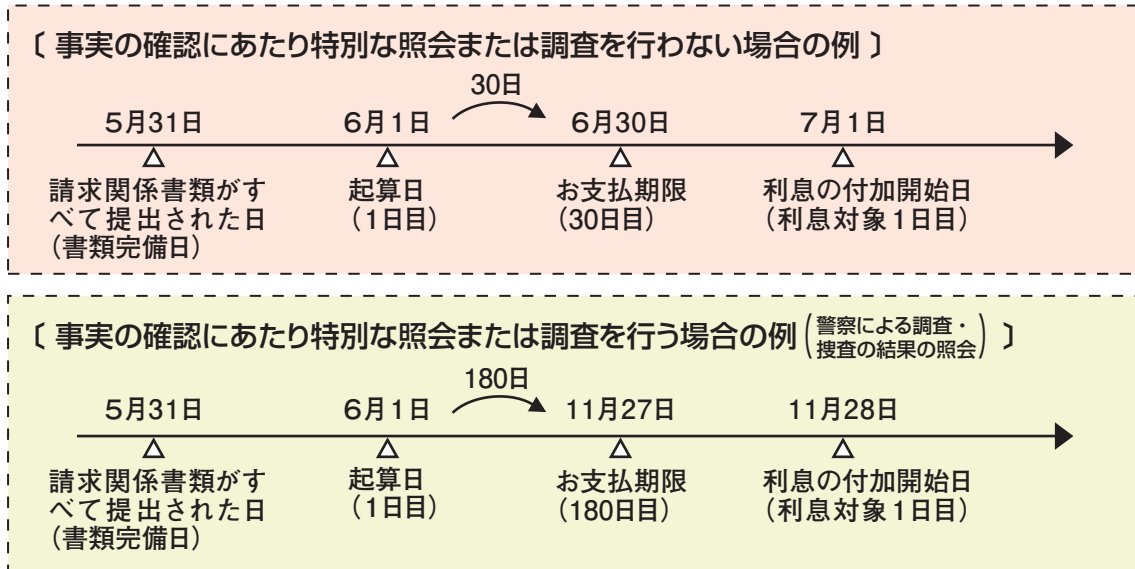
### ■事実の確認、特別な照会または調査の日数に含まない場合

共済契約者様、被共済者様または被害者\*が正当な理由なく上記の確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合には、これにより確認が遅延した期間について、上記の日数に含みません。

※ 被害者が死亡した場合には、その法定相続人とします。

## 遅延利息について

お支払い時期を超過して共済金をお支払いすることとなった場合、お支払い時期を超過した期間について、お支払いすべき金額に所定の遅延利息（単利・日割り計算・円未満四捨五入）を付して共済金をお支払いします。



## お支払い方法について

共済金については、次のいずれかのうち、被共済者様または被害者\*がお選びいただいた方法によりお支払いします。

- 組合または組合の指定する金融機関等にある被共済者様または被害者が指定した口座に振り込む方法
- 組合の事務所または組合の指定する場所でお支払いする方法

※ 被害者が死亡した場合には、その法定相続人となります。

## 同一の共済の対象（目的）に複数の共済・保険契約をご加入されているお客様へ

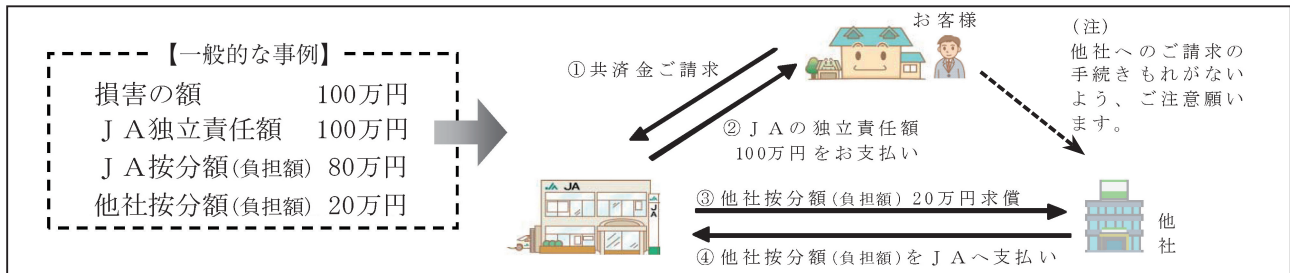
### ▶ ご請求方法のご選択をお願いいたします

同一の共済の対象（目的）に対して複数のご契約を締結されている場合、ご請求方法1 または ご請求方法2 のいずれかをお選びください。

(注) J A 共済のみのご契約の場合は特段のお申し出がない限り、「ご請求方法2」によりそれぞれのご契約からお支払いいたします。

### ▶ ご請求方法1とは（独立責任額全額方式）

J A 共済へ、他のご契約がないものとして算出した共済金の額（独立責任額）をご請求いただく方法です。



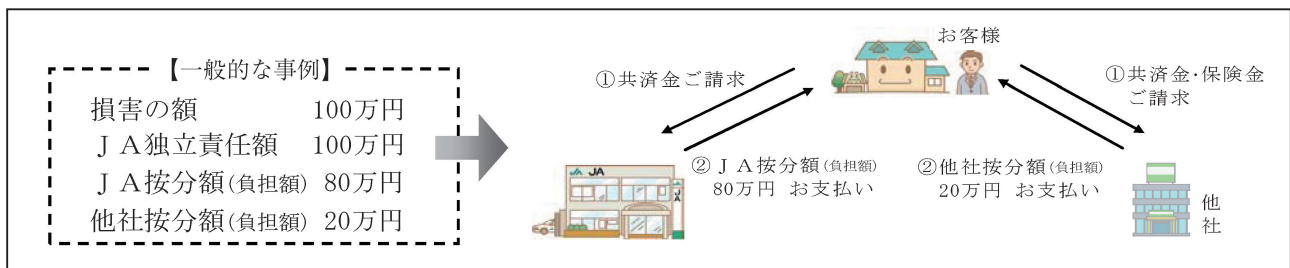
- (1) J A 共済の契約にもとづいて算出される共済金（独立責任額）の全額をお支払いします。
- (2) 他の共済団体等の負担部分を、J A 共済から他の共済団体等へ直接請求いたします。

#### 【ご注意ください】

- ◇ご契約内容によっては、損害の額すべてを J A 共済からお支払いできるとは限りません。
- ◇以下の場合には他の共済団体等へも共済金・保険金をご請求する必要があります。
  - ・ J A 共済のご契約による共済金だけでは損害の額または費用の額に満たない場合
  - ・ 他の共済団体等の共済・保険契約に、J A 共済にはない固有の保障（費用共済金等を含む）がある場合

### ▶ ご請求方法2とは（独立責任額按分方式）

J A 共済と他の共済団体等の両方へ、共済金・保険金の按分額（損害の額をそれぞれの独立責任額の割合で按分した額）をご請求いただく方法です。



- (1) J A 共済と他の共済団体等が負担する共済金・保険金をそれぞれお支払いします。
- (2) J A 共済同士の複数のご契約の場合、特段の申し出がない限り「ご請求方法2」によりそれぞれお支払いいたします。

#### 【ご注意ください】

- ◇他の共済団体等が、「ご請求方法2」（独立責任額按分方式）に対応していない場合は、J A 共済に対しても「ご請求方法2」はお選びいただけません。

## ▶ ご請求方法2にもとづく按分額算出式

損害の額	100万円	
J A 共済の独立責任額	100万円	-①
他社の独立責任額	25万円	-②

①+②=125万円>100万円（損害の額）

①と②の合計額が損害の額を超過するため、「ご請求方法2」（独立責任額按分方式）においては、次のとおり按分計算を行います。

### J Aのお支払額（按分額）

$$100\text{万円（損害の額）} \times \frac{100\text{万円（J A 共済の独立責任額）}}{100\text{万円（J A 共済の独立責任額）} + 25\text{万円（他社の独立責任額）}} = 80\text{万円}$$

### 他社のお支払額（按分額）

$$100\text{万円（損害の額）} \times \frac{25\text{万円（他社の独立責任額）}}{25\text{万円（他社の独立責任額）} + 100\text{万円（J A 共済の独立責任額）}} = 20\text{万円}$$

## 【ご確認の手順】

同一の共済の対象（目的）に複数の共済・保険契約がある※1

※1 J A 共済のみで複数のご契約がある場合を除きます。

「ご請求方法1」または「ご請求方法2」を確認し、建物共済金等支払請求書の「他の共済・保険の加入状況」欄にて、ご請求方法を選択。

ご請求方法1

J A 共済の契約にもとづいて算出される共済金（独立責任額）の支払いを受ける。

ご請求方法2

J A 共済と他の共済団体等のそれぞれから、共済金・保険金の按分額の支払いを受ける。※2

※2 他の共済団体等へのご請求が必要となります。

次ページの「Q2」の場合、被共済者様から他の共済団体等へも請求する。

**共済金ご請求方法案内書（重複契約用）**  
同一の共済の対象（目的）に対して、複数の共済（保険）契約をご契約されている場合、本チラシをご一読いただき、共済金の請求方法についてご確認ください。

**ご請求方法1 J A 共済へ共済金の独立責任額をご請求されるケース**  
J A 共済へ共済金の独立責任額をご請求される場合は、ご契約にもとづいてお支払いができる独立責任額の全額をお支払いします。  
ただし、既に他の共済（保険）契約等から支払われた共済金（保険金）等がある場合は、共済金の種類ごとに規定している支払限度額からその額を差し引いた額を限度にお支払いします。  
お支払いした後、他社負担分がある場合は、J A 共済から他社へ他社負担額を請求します。

【一般的な事例】

損害の額	100万円
J A 独立責任額	100万円
J A 按分額（負担額）	80万円
他社按分額（負担額）	20万円

（注）J A 共済へは100万円を請求する場合は、この方法を適用する場合は、他の共済団体等へ共済金（保険金）等のご請求が必要です。

**ご請求方法2 J A 共済と他の共済団体等の両方へ共済金（保険金）の按分額（負担額）をご請求されるケース**  
J A 共済および他の共済団体等へそれぞれ共済金（保険金）の按分額（負担額）をご請求される場合は、それぞれの按分額（負担額）をお支払いします。  
なお、J A 共済および他の共済団体等それぞれの共済金（保険金）の合計額が損害の額に満たない場合は、ご契約にもとづいてお支払いができる共済金をお支払いします。

【一般的な事例】

損害の額	100万円
J A 独立責任額	100万円
J A 按分額（負担額）	80万円
他社按分額（負担額）	20万円

（注）他の共済団体等に対して、按分額をご請求する方法をご請求される場合は、J A 共済方法にもとづいてご請求する必要があります。

**注意事項**

1. 「ご請求方法1」は、同一の共済の対象（目的）に複数の共済（保険）契約がある場合に適用されます。
2. 「ご請求方法2」をご請求される場合は、以下の場合は他の共済団体等へも共済金（保険金）をご請求する必要があります。
3. J A 共済以外の共済団体等からご請求される共済金（保険金）は、ご契約にもとづいてお支払いされる場合があります。
4. 同一の共済の対象（目的）に対して、J A 共済と他の共済団体等からご請求される共済金（保険金）は、ご契約にもとづいてお支払いされる場合があります。
5. ご契約にもとづいて、お支払いされる共済金（保険金）は、ご契約にもとづいてお支払いされる場合があります。
6. 同一の共済の対象（目的）に複数の共済（保険）契約がある場合は、ご契約にもとづいてお支払いされる場合があります。
7. 上記の事項については、最新の案内書をご確認ください。

**用語解説**  
この案内書に「ご請求方法1」または「ご請求方法2」が記載されているのは、ご契約にもとづいて算出された支払うべき共済金（保険金）の額をいいます。  
共済団体等：共済団体、保険会社または労働者賠償業者等をいいます。  
按分額：それぞれの独立責任額割合で損害の額または費用の額を按分した共済金（保険金）の額で、それぞれが負担する額をいいます。  
※ご契約内容の詳細につきましては、適用となる共済契約をご覧ください。

**個人情報の取扱いについて**  
本案内書に記載されている内容は、J A 共済の負担部分を超える額の請求、または他社からの請求に応じるための必要情報（支払共済金の額、支払責任額に関する情報）を、J A 共済、他の共済団体等、修理業者、共済金の請求・お支払いに関する関係者等に提供・利用・提供します。

300401

## 【「ご請求方法1」(独立責任額全額方式)にかかるQ&A】

Q1

損害の額全額が支払われるの？



A

損害の額全額が支払われるとは限りません。ご契約の内容によって異なります。

お客様のご質問にお答えいたします。

Q2

「ご請求方法1」の場合、他の契約には請求する必要がないの？



A

次のいずれかの場合は他の共済団体等にも請求手続きが必要となります。  
◇JA共済のご契約による共済金だけでは損害の額または費用の額に満たない場合  
◇他の共済団体等の共済・保険契約に、JA共済にはない固有の保障(費用共済金等を含む)がある場合

Q3

複数の共済・保険契約の全てから、独立責任額の全額が支払われるの？



A

共済金・保険金の合計の額は損害の額を超えることはありません。よって、全ての契約から、独立責任額の全額が支払われるとは限りません。

### [用語解説]

独立責任額：他のご契約がないものとして算出した支払うべき共済金・保険金の額をいいます。

按分額：それぞれの独立責任額の割合で損害の額または費用の額を按分した共済金・保険金の額で、それぞれが負担する額をいいます。

共済団体等：共済団体、保険会社または少額短期保険業者等をいいます。

## 代理人による請求について

被共済者様または被害者に共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払を受けるべき被共済者様または被害者の代理人（法定代理人をいいます。）がない場合には、次のいずれかの者がその事情を示す書類をもってその旨を組合に申し出て、組合の承認を得たうえで、被共済者様または被害者の代理人として共済金を請求することができます。

- ① 被共済者様または被害者と同居または生計を一にする配偶者※<sup>1</sup>
- ② ①の者がいない場合または①の者に共済金を請求できない事情がある場合は、被共済者様または被害者と同居または生計を一にする3親等内の親族※<sup>2</sup>
- ③ ①および②の者がいない場合または①および②の者に共済金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者または②以外の3親等内の親族

※<sup>1</sup> 法律上の配偶者に限ります。③において同様とします。

※<sup>2</sup> 法律上の親族に限ります。③において同様とします。



上記の規定による被共済者様または被害者の代理人からの共済金の請求に対して、組合が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けた場合には、組合は、共済金を支払いません。

この制度によりご請求される場合には、必ずご加入先の組合（JA）までご相談ください。

## 罹災時の公的支援について

### 行政サービス

#### 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法にもとづき最高300万円まで支給する制度です。

支援対象は、上記法に定める自然災害により、「住宅が全壊した世帯」、「住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯」、「災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯」、「住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）」、「住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）」となります。

全壊の場合、100万円の基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給される支援金）に最高200万円までの加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給される支援金）が加算されて支給されます。

各市町村役場の窓口で申請手続きをします。

詳しくは、各市町村役場の窓口にお問い合わせください。

#### その他の見舞金・貸付など

災害救助法にもとづく住宅の応急修理や、災害弔慰金の支給等に関する法律にもとづく災害弔慰金・災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付などを各市町村役場が窓口となって実施しております。

また、住宅金融支援機構が行う災害復興住宅融資などの制度もあります。

詳しくは、市町村役場、住宅金融支援機構などの窓口にお問い合わせください。

## 災害にともなう税金Q&Aについて

Q

火災等や自然災害などの災害で住宅や家財に損害を受けたときに、税金の軽減や免除を受けられる制度はありますか？

A

税金の軽減や免除が受けられる方法としては、「所得税法」による雑損控除と「災害減免法」による所得税の軽減免除の2通りがあり、納税者の選択により、どちらか有利な方の適用を受けることができます。

ただし「所得税法」による雑損控除と「災害減免法」による所得税の軽減免除の適用条件は異なります。また、どちらの適用を受ける場合でも一定の条件があります。

なお、事業用資産等には、この取扱いはありません。

Q

所得税法による雑損控除や災害減免法による所得税の軽減免除を受ける場合、軽減免除される金額はどのようにして計算するのですか？

A

●所得税法による雑損控除の場合、次のいずれか多い方の金額が所得控除されます。

(1) (損害金額)<sup>(注1)</sup> + (災害関連支出の金額)<sup>(注2)</sup> - (共済金などにより補てんされる金額)<sup>(注3)</sup>  
- (総所得金額等) × 10%

(2) (災害関連支出の金額)<sup>(注2)</sup> - (共済金などにより補てんされる金額)<sup>(注3)</sup> - 5万円

(注1)「損害金額」とは、損害を受けた時の直前におけるその資産の時価を基にして計算した損害の額をいいます。

(注2)「災害関連支出の金額」とは、災害により滅失した住宅、家財などを取壊しまたは除去するために支出した金額などをいいます。

(注3)「共済金などにより補てんされる金額」とは、災害などに関して受け取った共済金（保険金）や損害賠償金などの金額をいいます。

●災害減免法による所得税の軽減免除の場合、年間の合計所得金額に応じて所得税が軽減または免除されます。

所得金額の合計額	軽減または免除される所得税の額
500万円以下	所得税の額の全額
500万円を超え750万円以下	所得税の額の2分の1
750万円を超え1,000万円以下	所得税の額の4分の1

※ この適用を受けるには、住宅や家財の損害金額（共済金などにより補てんされる金額を除きます。）がその住宅や家財の価額（時価評価）の2分の1以上であること、および災害にあった年の所得金額の合計額が1,000万円以下であることが必要です。

Q

雑損控除や災害減免法の適用を受ける手続きには、何が必要ですか？

A

所得税法による雑損控除や災害減免法による所得税の軽減免除を受けるには確定申告が必要ですが、その際には次の書類等を用意します。

(1) 被害を受けた資産の明細（資産内容、取得時期、取得価額等）がわかるもの

(2) 被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用その他これに類する費用で、被害に関連して支出した金額の明細がわかるものとその領収書

(3) 被害により受け取る共済金、損害賠償金、災害見舞金等の金額がわかるもの

(4) ご自分の所得金額の計算に必要な書類（給与所得の源泉徴収票など）

(5) 印鑑

なお、「罹災証明書」を添付すれば、申告手続きがスムーズに行われます。

令和7年12月現在

※ 以上のQ&Aは一般的なものです。詳しくは最寄りの税務署などへお問い合わせください。

## 個人情報の取扱いについて

共済契約に関する【個人情報】は以下のとおりお取扱いいたします。

- ご契約内容、申込書記載事項やその他の知り得た個人情報については、組合（JA）および全国共済農業協同組合連合会が、共済契約のお引受けの判断、共済金等のお支払い、共済契約のご継続・維持管理、各種サービスのご提供・充実を行うために利用します。また、本契約に関する個人情報は、組合（JA）および全国共済農業協同組合連合会の他の商品・サービスのご案内・ご提供・開発・研究を行うために業務に必要な範囲で利用することがあります。
- 保健医療等の情報（要配慮個人情報、機微（センシティブ）情報）については、共済事業の適切な業務運営の確保に必要な範囲でお取扱いいたします。
- 個人番号を含む個人情報（特定個人情報）は、法令により認められる範囲を超えた利用は行いません。
- 適正かつ迅速な共済契約のお引受け・共済金のお支払いを行うために必要な範囲内の情報を、医療機関、修理業者、共済契約のお引受け・共済金のご請求・お支払いに関する関係先等に提供し、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
- 法令により必要と判断される場合、共済契約者・被共済者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、再保険取引のために必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者（注）に提供することがあります。  
（注）共済金支払査定に用いる診断書の電子化業務を委託する場合等における外国にある第三者を含みます。
- 全国共済農業協同組合連合会は、共済契約の適正なお引受けおよび共済金の適正なお支払いの実施ならびに不適切な共済金の請求等の防止により、共済制度の健全な運営をはかるため、本契約に関する個人情報を一般社団法人 日本損害保険協会、共済団体、損害保険会社等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

上記以外の組合（JA）のその他個人情報のお取扱いについては、組合（JA）の個人情報保護方針・個人情報保護法に基づく公表事項等をあわせてご覧ください。また、全国共済農業協同組合連合会の個人情報のお取扱い等の詳細は、**JA共済ホームページ** (<https://www.ja-kyosai.or.jp>) をご覧ください。

## JA共済のご相談・苦情窓口のご案内

JA共済では、ご利用の皆さまにより一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、共済事業にかかる相談・苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

※「相談・苦情等」とは、共済事業にかかるご相談・苦情・紛争等に該当するものをいいます。

### 苦情受付と対応について（苦情処理措置の内容）

1. ご利用の皆さまからの相談・苦情等については、まずはご加入先の組合（JA）の本支所等で受け付けます。
2. 相談・苦情等の申し出があった場合、組合（JA）は、これを誠実に受け付け、ご利用の皆さまから申し出内容・事情等を充分聞き取る等により、当該相談・苦情等にかかる事情・事実関係等を調査します。
3. 組合（JA）は、相談・苦情等については、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について組合（JA）内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
4. 組合（JA）は、ご利用の皆さまからの相談・苦情等への対応にあたっては、できるだけご利用の皆さまにご理解・ご納得いただけるよう努めます。
5. 受け付けた相談・苦情等については、定期的に組合（JA）の経営者層に報告するとともに、組合（JA）内において情報共有を推進し、苦情処理態勢の改善や苦情等の再発・未然防止策として活用します。

まずは、ご加入先の組合（JA）のJA共済相談・苦情等受付窓口へお申し出ください。

※ 組合（JA）の電話番号に関しましては、JA共済ホームページ（<https://www.ja-kyosai.or.jp>）でもご確認いただけます。また、ご不明な場合にはJA共済相談受付センターまでお問い合わせください。

○JA共済相談受付センターでは、JA共済全般に関するお問い合わせのほか、相談・苦情等をお電話で受け付けております。相談・苦情等のお申し出があった場合には、お申出者のご理解を得たうえで、ご加入先の組合（JA）に対して解決を依頼します。

#### JA共済相談受付センター（JA共済連 全国本部）

電話番号：☎ 0120-536-093

☎ 0120-167-100（ご高齢者専用ダイヤル）

※ ご高齢者専用ダイヤルとは、直接オペレーターにつながり、ご高齢の方にもよりわかりやすく丁寧に応対させていただきます。電話サービスです。  
※ 電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

受付時間：9:00～18:00（月～金曜日）  
9:00～17:00（土曜日）

※ 日曜日、祝日および12月29日～1月3日を除きます。  
※ メンテナンス等により、予告なく変更となる場合があります。

### 紛争時の対応について（紛争解決措置の内容）

ご利用の皆さまからの相談・苦情等については、ご加入先の組合（JA）が対応しますが、ご納得のいく解決に至らない場合は、下記の中立的な外部機関である「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」に解決の申し立てを行うことができます。また、組合（JA）は下記外部機関をご紹介します、その外部機関の標準的な手続きの概要等の情報をご提供します。詳細は組合（JA）にお問い合わせください。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所 <https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

電話番号：03-5368-5757 受付時間：9:00～17:00

（土日・祝日および年末年始を除く）

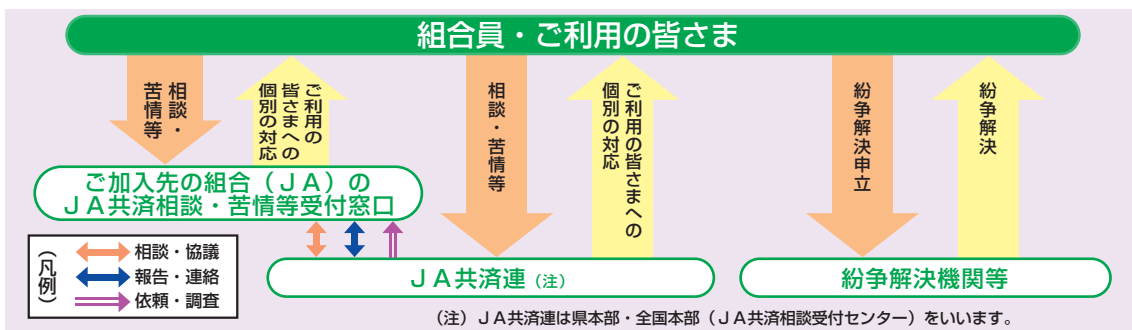
※ 電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所では審査委員会を設置しており、裁定または仲裁により解決支援業務を行います。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所は、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（ADR促進法）にもとづく法務大臣の認証を取得しております。（認証取得日：平成22年1月26日 認証番号：第57号）

### 相談・苦情等受付・対応態勢

下図のような態勢で組合員・ご利用の皆さまからの声を真摯に受け止め、分析・業務改善活動を通じて共済仕組みや各種サービスの開発・改善に努めています。



---

*MEMO*





共済金のご請求に必要な書類はJAにご提出ください。  
ご不明な点がございましたら、右記連絡先までお問い合わせください。

連絡先・担当者